

序

方今保險ニ關スル知識ハ極メテ多面ニシテ諸般ノ學術ニ渡レリ醫
學數學法律學經濟學農學建築術航海術等其他細小ノ關係ヲ有スル
學術ヲ列擧スレハ其數極メテ大ナラム此等ノ諸點ニツキ保險ヲ解
說スルハ固ヨリ渺タル此書ノ期スルトコロニ非ラストイヘトモ若
シ夫レ邦語ヲ以テ記セル保險著書ノ洵ニ乏シキ我邦ニ於テ此小冊
子ガ保險ヲ攻究スル初學者ニ雜濬セル保險ノ諸隈ニ達スル方路ヲ
示スアラハ著者ノ望乃チ足ル

明治三十六年七月下浣

著者識

保險通論目次

序論	一
第一編 保險の歴史	三
總論	三
第一章 古代歴史に現はれたる保險的事實	五
第二章 保險の淵源	七
緒論	八
第一節 希臘羅馬に於ける冒險貸借	九
第二節 中世地中海濱に於て保險の發現及び傳播	一三
第三節 中世以後歐洲北部に於て保險思想の發達	二三
緒論	二三
第一款 「ギルド」	二八
第二款 年金賣買及「トンケン」	三二

第三款 賭博行為の變遷及び「プロバビリテ」論の發達	三六
第四款 政治算術の發達	四〇
結論	四三
第三章 近世保險事業の發達	四五
緒論	四五
第一節 運送保險	四七
第二節 火災保險	五〇
第三節 生命保險	五四
第四節 其他の保險	六〇
第二編 保險の普通本體	六二
序論	六二
第一章 保險の目的	六四
緒論	六四
第一節 經濟的損害	七〇

第二節 損害の除去及び軽減	七五
結論	八一
第二章 保險の本質	八六
緒論	八六
第一節 同危險の團躰	八九
第二節 損害の分配	九三
結論	九七
第三章 保險の形式	九九
緒論	九九
第一節 同危險團躰の形式即ち保險の組織	一〇一
第一款 官設保險	一〇一
第二款 私設保險	一〇三
第一 營利的保險	一〇四
第二 非營利的保險	一〇七

第三款 保險諸組織の優劣……………一〇〇

 第一 強制保險と自由保險……………一一〇

 第二 官設保險と私設保險……………一二二

 第三 相互保險と營利的保險……………一二四

 第二節 保險媒介の形式……………一二五

 第三節 配當分配の形式……………一二八

 第一款 保險料……………一二九

 第二款 準備金及び資本金……………一三二

 第三款 再保險……………一三六

 第四節 保險の種類……………一三七

 第一款 人保險……………一二九

 第二款 物保險……………一三三

 第三款 其他の保險……………一三三

第三編 保險技術論……………一三五

序論……………一三五

 第一 技術の意義……………一三五

 第二 保險技術……………一三八

第一章 危險豫定の技術……………一三九

 序論……………一三九

 第一節 確らしさ論……………一四一

 緒論……………一四一

 第一款 確らしさ計算論……………一四九

 總論……………一四九

 第一 前天的確らしさの計算……………一五〇

 第二 後天的確らしさの計算……………一七〇

 第二款 統計的方法……………一七八

 第三款 見込……………一八三

 第二節 危險の豫定……………一八六

總論	一八六
第一款 危險を類別するの技術	一八九
第二款 危險を多數に蒐集するの技術	一九〇
第二章 損害分配の技術	一九一
序論	一九一
○ 第一節 保険料計算	一九三
緒論	一九三
第一款 純保険料計算	一九四
序論	一九四
第一 損害保険	一九八
第二 生命保険	二〇一
甲 死亡表	二〇一
乙 年金計算	二〇六
丙 生存保険	二二四

丁 定期保険	二二五
戊 終身保険	二二八
己 養老保険	二三〇
結論	二三一
第二款 營業保險料	二二三
第二節 保險責任準備金	二二九
第一款 保險料積立金の計算	二三〇
第一 純保険料式	二三〇
第二 營業保險料式	二三五
第三 「チルメル」式	二三六
第二款 未經過保險料の計算	二三九
第三節 解約價額	二四〇
第四編 保險法論	二四二
總論	二四二

第一章 保険契約法論……………二四七

 第一節 序論……………二四七

 第二節 保険契約の性質……………二五〇

 第三節 保険契約の要素……………二五四

 第一款 保険の目的……………二五五

 第二款 被保険利益……………二五六

 第三款 保険金額……………二五七

 第四款 危険……………二五八

 第五款 保険期間……………二五九

 第六款 保険料……………二六〇

 ○ 第四節 保険契約の成立効力及び終止……………二六二

 第一款 保険契約の成立……………二六二

 第二款 保険契約の効力……………二六三

 第一款 保険者の義務……………二六四

 第二款 保険者の権利……………二六四

 第三款 保険契約の終止……………二六五

 第一款 終止の事由……………二六六

 第二款 終止の結果……………二七〇

第二章 保険業法論……………二七二

 第一節 保険業法の必要……………二七二

 第二節 保険業法の要點……………二七四

 第一款 保険業者に關する規定……………二七四

 第二款 保険業に關する規定……………二七七

保險通論目次終

保險通論

理學士 奧村英夫 著

序論

序論

保險は偶然なる事故に因りて生ずることある可き經濟的損害を填補する設備なり然るに偶然なる危難は人類創生以來絶へず人生を威迫し人類は常に有意的に或は無意的に其損害を滅止せんと力め居る故に保險に類似せる設備は人類の歴史中最古より已に存在せしならむ而して現今所謂保險の淵源も頗る深遠にして其始原に就き學者の爭議常に絶へず今尙ほ其解決を見るに至らざるなり吾輩は先づ第一編に於て保險歴史の大要を畧説し保險活動の概様を示し以て保險概論の總論に代へんと欲す

保險に關する現今の知識は多數の方面に渡り諸般の學術は之れに應用せらる或は保險經濟あり或は保險數學あり或は保險法論あり或は保險醫學あり其他

之に類する者尙ほ數あり又た保險の種類は今や限りなく増加し新奇なるものは續々尙ほ現はれ來り各種の保險は各自其特殊を發揮せり然れども此等一切の保險には普通なる本體あり即ち一定の目的あり一定の本質あり又た一定の形式ある可し吾輩は第二編に於て保險の普通本體を説述し保險活動に普通必須なる原素を説明せんと欲す

保險か其本質形式に據り其目的を達せんとするに當り最も便利、衡平、強制等の理由に因り保險以外の諸般なる知識及學術を應用すること少なからず之れ吾輩の保險技術と稱するものにして近時保險事業の隆盛は此技術の進歩に歸する所極めて多し之れ吾輩が第三編に於て特に保險技術論を説述する所以なり

保險の種類は無限に増加し其技術は益々進歩するに従ひ保險活動は漸次複雑を極むるに至るといへとも其多年に亘り依續せる行爲の中には諸般の關係を定むる慣習法自ら發生し國家か特に制定の法令と相待て保險に於ける活動を規定す這の規定の概畧は吾輩之を第四編に於て説論す可し

第一編 保險の歴史

總 論

保險は偶然なる危難に因りて生ずる經濟的損害を填補するを目的とせる設備の一つなり偶然なる危難は人類の發現以後恒に人類を威喝脅迫せり人類は之れに因りて生ずる經濟的損害を恒に有意識的に或は無意識的に豫防救濟又は填補せんと努む而して人類の此種の行動にして現今所謂保險に酷似せる者古代歴史に於て之を見る亦た少なからず吾輩は先づ第一章に於て此等の事實を列記し以て保險は由來人類自然思想の製作物たる事を豫め斷定し措かんと欲するなり然れとも此等の事實は現在の智識に依り之を察するに單に特發獨存せし者にして現今所謂保險の大系統に何等の因果的關係を有せる者にあらず

熱々保險の系統を大觀するに其本源は主として二大原泉に岐かる其一是希臘羅馬の冒險貸借に起こり中世商業の中心たりし伊大和利海濱に於て運送保險と

近代所謂保險
の特徴

なりて現はれ葡萄牙西班牙より和蘭に傳播し近世に至り英國の商業勃興せしに迫りて此地に隆盛なる流行を看るに至れり其二是中世歐洲北部の民族殊に日耳曼種族に於ける制度即ち諸種の「ギルド」年金賣買「トンチン」等より發し近世の始めに於ける諸般の人文と相待て遂に現今の火災保險家畜保險生命保險等を生ずるに至れり此等の淵源其二大源流及び其間の變遷等は吾輩之を第二章に於て略論せんと欲す

而して近代所謂保險の主なる特徴は其目的か嚴明に認識され他の者より分離して之を專一に遂行する事及び其目的を達する手段方法の合理的なる事なり保險事業の歴史は十七世紀の終より英國に起れる保險營業を以て開始す（エーレンベルヒ保險法二十六頁）之を其以前の保險に觀るに保險は常に其他の目的と共に混交して行はれ中世末の保險の組合的團體及び近世始めの國設保險に於けるか如く保險のみ完全に分離して行はれたる事なし又其目的を遂行せし技術は全く空理想にして合理的基礎を有する事なかりき而して十七世紀及び十八世紀の交より保險營業が英國に起りてより銳利なる營業の思想は在

來の保險實驗の材料に基づき當時發達進歩せる學問の援助を得て茲に比較的完全なる合理的基礎を案出するに至れり尙ほ此基礎は更らに在來の組合思想の上に適用せられ遂に現今の所謂相互保險會社の隆盛を看たるなり保險營業の此等の發達及び近況等の大様は吾輩之を第三章に於て畧述す可し

第一章 古代歴史に現はれたる保險的事實

人類が創めて地球上に發生せしより自然又は人為に基づく無數の危難は恒に人類に涓集し無窮の損害を興へ居りしならん人類か此等の危難に處し有意識的に或は無意識的に之を救濟填補せし手段方法は蓋し千差万様なりしならん而して斯かる手段方法の古史に傳はれる者にして現今所謂保險に稍々類似せる者其數少なからず今試みに其重なる者を列擧すれば左の如し

第一 往古猶典人か亞刺比亞埃及又は「パレスチン」の廣野を往來し旅商を營みし際其間に起りし危險の保證及び損害の填補等に關し保險的方法を設け居れりと云ふ（アモン保險歴史十六頁）

其二、波比倫の古法律「タルムツド」中に掲げたる條文に依れば古昔希伯來人が驢馬を使用し商隊を結びし時自己の過失又は懈怠に因らすして驢馬を失へる時は團躰の費用にて其損害を填補せりと云へり尙ほ「タルムツド」の規定に依れば其填補は金錢を以てすることを許さず必ず實物を以て之を爲す可きを命ぜり（アモン同前）

第三、「アリストトトレス」か其著書「エコノーム」第二卷の内に傳ふる所に依れば亞歷大王の將「アンチメーネス、ロージア」か兵を帥ゐて波比倫に在りし時各士に令し其所有の各奴隸に就き八「ドラヒメン」（大凡そ我三圓十二錢に當る）を支拂はしめ之に對し奴隸逃亡の時は其所有主に其損害を賠償したりと云ふ（マツク、スターツ、ハルツング、デル、アテナー、九十一頁）

第四、羅馬皇帝「クラウヂウス」は羅馬か飢餓に瀕せし時穀物商に對し穀物運輸より生ずる損害を保險し以て穀物を供給せしむる事を企圖せりと云ふ（レアツ、歐羅巴保險法の歴史十六頁以下）

第五、羅馬の軍隊「西班牙」にありて穀類衣服を缺乏せし時此等の物品を輸送す

る爲め會社を設立せし者ありしか羅馬政府は其運送荷物にして海上風雨若しくは敵兵の爲めに損害を受くる者ある時之を賠償する事を其會社に約せりと云ふ（レアツ同前）

第六、「キケロ」の書簡中に羅馬共和國の金錢を他へ送りたき故途上損害なく之を送り届く可きを保證する人を望む旨を述へ居れりと云ふ（レアツ同前）

以上の事實は古代歴史の内に散在せる者なるか現今所謂保險に符合するや否や之を審にするの材料明かならず近時多數の學者は之を否定し居れり兎に角前述の事實は史上に點々特現せし者にして現時の保險に何等の關係なく保險歴史上に合理的脈理を有せざること明漸なりとす

第二章 保險の淵源

緒論

多數の學者は保險の最も古き者は紀元後十二世紀の頃「イスラント島」に現はれたりと云へり（コンラッド經濟字書及「アルンチユリ」國家字書參照）「イスラン

保險の淵源

現今保險の源流

ド島内納税の資力ある公民は二十人毎に團躰を作り火災及び家畜の疾病より生ずる損害を保險せりと云ふ然れとも此事實は交通少なき孤島内に起こり此島外他に傳播せずして止まりたり

現今所謂保險事業の淵源を尋ねるに二箇の主たる源泉あり其一は中世商業の中心たりし地中海濱に現出したる運送保險なり此種の保險は其源を希臘羅馬の冒險貸借に發し十三四世紀の頃に至り全く脱蟬して保險となり葡萄牙西班牙より和蘭に傳はり近世英國か商業の覇權を握るに至りて此地に非常の隆盛を顯はしたり其二は中世歐洲北部の民族殊に日耳曼種族の内に起りし制度より發生せし者にして日耳曼民族の「ギルド」年金賣買「トンチン」等の諸制度は諸種の變遷發達を経て遂に現今の火災保險家畜保險生命保險等となりしなり吾輩は本章に於て此等諸種の變遷を畧述し現今保險の發生せし主たる二大源流の大畧を明にせんと欲す

第一節 希臘羅馬に於ける冒險貸借

古代希臘に於ける冒險貸借に關する記録にして最も古きものは「デモステーネ

希臘冒險貸借の内容

ス」紀元前三八三——三二二の時代に於ける「アツチカ」法庭記事とす而して此行爲は「デモステーネ」の盛時に始めて現はれしや或は既に此以前に發したりしや明かならず或は云ふ印度波比倫に於て已に行はれ居たりしと云ふ眞偽を審みせず(獨逸保險學雜誌第一卷三七四頁)

希臘半島は古代の文明諸國に接近し其地位四通八達の便益を有す大古の人文は夙に斯地に鐘まり政治學術の發達を來たし商工技藝の進歩を促せり船舶交通の術は亦た早く此地に傳はり敢武にして銳利なりし希臘の企業者は夙に世界交易に由れる利益の莫大なるを覺知せしと云へとも貨物の購入及び運搬等に要する巨額の資本は往々彼等に缺乏したり然るに此冒險的企業者の欲せし資本の需要は當時希臘に於ける資本家が危険なりとも高利なる資本の運轉を望みし希望と相合致し茲に投機的貸借を生し所謂冒險貸借の發現を見るに至りたるなり

希臘に於ける冒險貸借の内容は、企業者が資本主より資本を借受し、一切の費用を辨し、若し幸にして豫定の目的を達すれば、其負債を高利と共に返却す、若し又

た不幸にして海上風雨或は盜難に因り其目的を達し能はされは其損害の程度に準し其債務を全部或は一部辨濟せすと云ふ

冒險貸借關係に於ける當事者間の權利義務は明細に書面に記載せらる然れども此書面は法律關係成立に必要なりしや或は單に證明の具なりしか當時の状況判明せず其書面に於ける記載事項は一切の法律關係にして頗る該博のものなりき

希臘に於ける冒險貸借關係は其本體に於て船舶又たは積荷を抵當とするを必要とせりとする論者あり或は必要にあらずして當事者間の自由に任し居れりとする者あり之を以て希臘の冒險貸借と現今の冒險貸借との差異を辯明せんとせり又た此關係に因りて生ずる債權の満足には債務者の全財産を處分し得しとする學者あり或は債務者の責任單に抵當物に限りたりとする者あり學者の説一定せず當時の實況亦た統一を缺きたるが如し尙詳細は「ベック」前出及び H. Sieveking: Das Seedarlehn des Altertums 又は「ヘルマン」ブリバート、アルテルツム等を参照す可し

債務者の違約詐欺其他違法の行爲に對しては諸種の罰則ありしか其最も重きものは死刑に處せられたりと云ふ

當時希臘に於ける普通金利は年百分の十二乃至十八「ヘルマン」前出四一八頁なりと云ふ而して冒險貸借にては百分の二十四乃至三十六「ゴールシュエミット」ハンドブック千八百九十一年出版五十五頁或は往航のみにて百分の十乃至十二半(經過日數如何に關はらず)往復航にて百分の二十乃至三十三半(エンデマンハントブック冒險貸借の項なりとせり)

古代希臘にては金利に制限を措かず全く之を當事者の意思に任せ債務者の違法を罰し債權者を保護せし故に金錢貸借の事業は夙に其發達を遂げ冒險貸借の如きも益々其隆盛を致し遂に伊大利に於ける希臘都市に傳播し後廣く羅馬に於て「フェーヌム」ナウチクム及ヒ「ペクニア」トラニクチチア」の名稱を以て行はるゝに至れりと云ふ

羅馬に於ける冒險貸借は大體に於て希臘に於けるものと異ならず唯た羅馬にては契約締結に書面を用ゐずして口頭に依れり又た債權者の權利満足には債

羅馬の冒險貸借

務者の全財産を處分し得とする條件全く行はれず然れとも債務の保證として單に借入金をして購入せし貨物のみならず通常他に擔保物を供せしめたり又た利子の割合羅馬にては全く往航復航に區別せず單に貸借關係の期間に準せり又た希臘に於ては債務者其借入の資本を任意に利用し得しも羅馬にては然らざりしと云ふ

希臘羅馬の冒險貸借は現今に所謂ゆる保險と全く一致せざるは論なし然れとも保險に關する現今の觀念の萌芽を茲に看る全く困難にあらざるなり冒險貸借は其本身に於て高利を目的とせる一種の貸借なれとも債務者は其企業より損害の生ずる場合には其債務を免ぬかる(損害填補)又た債權者は其資本を區分し多數の企業者に分貸し其成効せる者より利子を利得し其不成効の者にては其債權を損失せり(損害分配)即ち最初に貸與せる元本は保險金の如く最後に受取る利子は保險料の如きなり

羅馬に於ける冒險貸借は羅馬に於て屢々起りし利子制限法の爲め毫も其隆盛を妨害せられず羅馬亡滅後伊大諸港に流行せしか紀元後十三世紀に至り金

利全廢の寺院法に因り全く其外形的存在を失ひ茲に保險事業の發現を促進せり(次節に詳説すへし)又た一方に於て地中海諸港の間に交通漸繁且つ安全となり銀行及び手形の事業は漸次發達し昔時の冒險貸借か企業者に與へし利益は著しく減殺され逐次昔時の冒險貸借は實際に於ける其存在を失ひ遂ひに日耳曼法理の感念と結合し現今の所謂冒險貸借として存在せるに至れり(エントラウ)

第二節 中世地中海濱に於て保險の發現

及ひ傳播

中古の始め地中海は通商貿易の唯一の海路なりしか西羅馬亡滅の後伊大諸市港の勃興せしに迫りて斯地を中心とし地中海の海商は頓に隆盛を致し近世海商に關する觀念及び制度にして其基を此地に起せしもの極めて多し

海商に基因する損害を相互的填補するの觀念及び之に應ずる制度は中世の上半已に「コロンナ」の如き組合に於て之を看たり「コロンナ」は中世の始め伊大諸市港に於て現はれし者にして航海より生ずる一切の利益及び損害を共分するの目的を以て航海の利害關係者(船主、船長、船員、荷主等)より成れる組合的團體な

り之れ近世諸港に起れる運送保險を目的とせる船舶所有者其他航海の利害關係者の間に成れる諸種の組合團體又は相互會社の蓄矢なりと云ふを得へし然れとも近世保險事業の淵源となり保險智識の増進に最も必要なりしは前節に述へたる冒險貸借より蟬脱し十四世紀の始め伊大利に現はれし營利的保險事業なりとす(ゴールドシュミット前出三百五十八頁以下、エーレンベルヒ前出三十五頁以下)

冒險貸借は已に之を解説せし如く其本源に於ては資本主の爲めに利子を目的とし企業者の爲めには資本を得る一種の信用業務なれとも其効果に於て保險に類似せし處極めて多し冒險貸借にては最初資本主か元本を企業者に貸與し損害發生の場合には資本主は元本と利子を損失す之れ企業者には損害の填補なり)又た企業成効の場合には資本主は元本の返却を得るのみならず利子(保險料に相當す)を得す之に反し保險にては最初企業者資本主(保險者)に保險料を支拂ひ損害發生の場合に始めて保險者は損害填補の爲めに出資を爲し資本を損失す又た企業成効損害なき場合には資本主元本を動かさずして單に保險料

を得す

右の如く冒險は(貸借)其効果に於て損害填補を爲すを以て中世の後半中海の海上交通瀕繁となり海商に従事する者損害填補の必要を感せし時此目的を以て冒險貸借を利用せし者亦た少なからすと云ふ

利子禁止條令

其後羅馬法王「グレゴール」九世が紀元千二百二十七年より千二百三十四年に亘り利子禁止法を發布し一切貸借の利子を嚴禁せしに際し冒險貸借も亦た利子を附せる貸借の一種と看做され全然其存在を失ふに到れり然るに當時一般に其必要を感し居られたる損害填補の觀念の爲め在來の冒險貸借を變態し之を損害填補に利用し在來の貸借利子を損害填補の報酬と看做さんと試みし者極めて少なからず此際奇異なる外形を有する諸種の契約を見るに至れり或は條件附賣買の起りしあり即ち甲は乙より運送貨物を買ふことを約す但し其貨物にして損害なく目的地に到達すれば其賣買は無効となる之に反し航海中其貨物損害を受くる場合には其賣買は有効となり其代價は全部又は一部乙の所有に歸すと云ふ

或は危険發生の時は其損害の填補を爲し相手方は危険發生せざる場合のみ其損害填補の報酬を給付するか如き契約もありたりと云ふ
要するに在來の如く利子を目的とせる貸借は全然其存在を失ひ報酬を得て損害を填補するの業務は新たに發生するに至れり然れども現今所謂保險の完全なる形式を以て現はれたるは稍々後の事にして其過渡の時代に於ける交換は勿より漸を以て行はれたりしならん

近代保險の濫

現今所謂運送保險は始めて何れの時及び何れの場處に現はれしや學者の説一ならず「バルドシュエー」コレクシヨンド、ロア、マリチーム、三六六頁は保險の最初なる者を紀元千三百年乃至千三百三十年伊大利に於て發現せりとせり之に反し「レアツ」前出二十八頁以下は「バルドシュエー」の掲げし考證を不完全なる者と爲し之を眞正の保險にあらずとし完全なる保險の始めて現はれし地を葡萄牙となせり葡萄牙「プエルヂナンド」は紀元千三百六十七年乃至千三百八十三年の頃船舶所有者を強制し保險を目的とせる團體を作らしめ各船舶は航海前公けなる方法に依り之れが強固なるかを検査し航海より生ずる利潤の百分二を保險

料として出さしめ尙後に決算の時不足あれば各船舶所有者は其船舶の價格に應し其不足を支拂はしむ而して船舶の亡失又は破損より生ずる損害の填補額は航海前船舶の價格及び破損せる船舶の價格等より之を定む可しとの企畫を作くれりと云ふ之れ保險の始原にして保險は直に西班牙に傳はり「バルセロナ」に現はれ而して其伊大利に傳播せしは十五世紀にありとせり
右兩箇の考説は共に有力なる者として學者の内に行はれ其何れか眞なるや永く問題たりしか近來伊大利諸市に於ける諸種の證券の研究次第に隆盛となり其結果眞正の保險は十四世紀の上半伊大利に現はれたりとするの説眞正となりたるか如し「メンザ」及び「ゴールドシュエミット」は「フロレンス」にて發見したる公正證書を考證し保險は伊大利に於て已に十四世紀の始め存在せりとせり之に對し千八百九十三年「シャウベ」は「獨逸統計經濟雜誌」第五卷五十五頁以下「ベンザ」及び「ゴールドシュエミット」の考證を誤れりとなし彼等の以て保險となせし者は眞正の保險に非らずとして尙ほ新たに他の公正證書を研究し眞正の保險は千三百四十年以後伊大利に於て始めて現はれたりとせり

上述の如く保険は何れの時始めて發現せしや之を詳にし能はずと云へとも要するに十五世紀の始めには地中海濱諸港西班牙葡萄牙の諸市に保険の行はれしは事實なりしか如し殊に伊大^リ「ゲヌア」に於て十四世紀中央以後發行の保險證券は近來續々發見せられ千三百九十三年十一月十五日より三週間「ゲヌア」に於ける保險仲買商は一人なりしか千四百三十四年には七人となりたりと云ふ

當時の保險種類は主として海上運送の貨物及び船艀の保險にして又た往々陸上運送の貨物保險及び再保險等もありき當時又た已に生命保險の存在を説く者あれとも之れ畢竟被保險利益なき他人の航海中の生死に就き爲せる賭博に過ぎずして後之を禁止せし處多し

當時保險契約の形式は其内容を書面に記載すること便利及び安全の爲め通例となりたれども必要にはあらずさき往々口頭なる者もありたり公正證書を作成せしは保險の極めて幼稚なりし時行はれたりしか其手數煩雜の爲め不便として夙に廢たれたり

陸上運送保險及び再保險等に就きては其詳細を知るを得ずと云へとも海上保險は已に能く發達を爲し十四世紀の最終に於ける海上保險の内容は大艀に於て現今の者と大差なかりしと云ふ（「ゴールドシュミット」前出三七五頁以下）

當時保險に關する法令は多數の自由都市に於て種々規定されたり他人の船艀及び荷物を保險に附する制限或は之れか禁止船艀又は荷物の全價を保險することの禁止、保險契約の當時損害の已に發生せし時又は其發生の不能已に知れし時契約無効を主張し得ること等其他保險に關する訴訟の手續法等「ゲヌア」「ヴェニス」「サヴォア」「フロレンス」「ルツカ」「バーセロナ」「ネーブル」「アルメンガ」等の諸市に於て種々之れか規定を設けしか保險法典として編纂されし者は千四百三十五年「バルセロナ」市の公布せし者を以て始めとす此時「バルセロナ」は海上保險の主要なる市場となり地中海上に起れる一切の保險契約に對して這の「バルセロナ」法を適用せしか該法の規定往々自國人に利益を與へ外國人に不利なりし點ありしを以て後多數の都市には固有の規定行はるゝに至れり（十四世紀の始め發

險の海商法中に亦た海上保險の規定ありたりと云ふ）

和蘭

伊太利葡萄牙西班牙に次きて海上保険の現はれしは以上の諸國と當時最も交通瀕繁なりし和蘭國なりとす千三百七十年已に「ゲヌア」人は「ブルユツグ」に於て保險を營みたりと云ふ「ブルユツグ」に於ける記録保存所には千四百四十四年以來「ブルユツグ」に於て締結せし保險に關する記録を保存す而して其保險者は何れも伊太利人なりしと云ふ千五百三十七年千五百四十九年千五百六十三年及び千五百七十年には和蘭の「カール」五世及び「フィリップ」二世は保險に關する條令を發布したり千五百八十二年にて特に「アントワープ」市に於ける保險條令設けられたり千五百六十八年「アイリツプ」二世は保險禁止の命令を下せしか千五百七十年に至り再び其禁止を解きたり

英吉利

英吉利にては十六世紀の中世已に保險は理解され居りたり保險に就きて最も古き記載は千五百四十八年「プロテクト・ロム・マリーセツト」か其兄弟に宛てたる書簡中にありと云ふ千五百五十八年英國にて保險か一般に了解され居りたる事は女王「エリザベツト」か第一議會を開會せし際「ベ・イ・コン」卿か爲したる演說中「賢しき商人は冒險事業を爲すに當て其資本の一部を割きて残れる多部分を

佛蘭西

保險する爲め興ふるにあらずやと云へる句に依りても之を證明し得へしと云ふ十七世紀にては英吉利に其以前より移住せし「ロム・バード」人に依りて海上保險は已に盛に營業され居れり千六百二十年「アントワープ」にて發布せし海上保險證券は英國「ロム・バード」街に住める「ロム・バード」人の慣習に従ひ作成されたる者なりと云ふ千六百一年英國にて始めて海上保險に關する法律發布されたり佛蘭西にては早くより海上保險の輸入されたること疑ひなし「シャルル」七世「フランソア」二世及び「シャルル」九世等は保險に關する多少の命令を出し又た其訴訟及び判決等に就き規定せし所ありたり千六百八十一年「ルイ」十四世の發布せし「アルドナンス」の内には特に保險に關する規定を設け居れり
在來保險事業の私設に關かる者は主として相互會社又は單獨なる資本家なりしが株式會社の始めて起りしは千六百二年和蘭にて和蘭東印度會社なりき之れに次きて千六百十三年英國に於て千六百二十九年和蘭にて千六百六十八年佛蘭西に起りたるも何れも短日月の間存在せしのみなりき近代海上保險營業會社の嚆矢と云ひ得へき者は千七百二十九年英國にて始めて起りし「ロンドン」

獨逸

アシユアランス、コルボレーション及び「ロイヤル・エキスチエンジ」なりとす此等の二會社は設立以後千八百二十四年に至るまで海上保險の特許權を有し居たり獨逸にては十六世紀の末海上保險は已に和蘭人に依りて漢堡に傳へられ居りたり獨逸語にて書せる海上保險證券の最も古き者は千五百三十一年「アントワープ」にて發行せられたり其保險者は四十四名にして多くは伊大和人及び西班牙人なりしと云へり十八世紀の始め漢堡にて海上保險會社を設立せんとせし者ありしか免許を得ずして止みたり獨逸に於ける最初の海上保險會社は千七百六十五年漢堡に於て設立されし者なり尙ほ「ゴペンハーゲン」にては千七百八十六年「ストックホルム」にては千七百三十九年和蘭にては千七百八十二年「オステンデ」に於て伊大和にては千八百十八年「ネーブル」に起り西班牙にては千八百三十八年「バルセロナ」に起り那威にては千八百三十七年始めて海上保險營業會社起れり又我日本にては明治十二年八月始めて東京海上保險會社設立されたり

第三節 中世以後歐州北部に於て保險思想の

發達

緒論

吾輩は前節に於て近代各國に於て行はるゝ運送保險の淵源を希臘羅馬以來中世伊大和にて流行せし冒險貸借の變態せし者なりとし之を略論せしか運送保險以外の保險は其淵源全く中世以後歐州北部に現はれし諸種の思想より發せし者にして吾輩は本節に於て其大要を略述せんと欲す大凡そ生物は外敵より自己を保護する爲めに多數の場合に集群を爲して生存す而して此集群は此目的を達するに最も有効なる様に漸次變轉進化すとは社會學者の常に稱ふる所なるが日耳曼民族か歐州北部に於て現出し其始め先づ血統に由り家氏族の如き團躰を結ひ以て各自其保護を努め居たりしか漸くにして人事の關係社會の状態複雑となり斯かる單簡の團躰のみにては到底自己の保護を全ふし能はざるを自覺するに至て人類は種々の方策を爲せしか其内に地方に據り地方的團躰を作り以て宗教政治道德經濟其他一切の保護を全

「ギルド」の起原

ふせんと試みたる者少なからざりき之れ即ち「ギルド」と稱せる者にして中世諸處に其散在せるを見たり
 「ギルド」には種々の種類ありしか其内保護「ギルド」なる者にては盜難火災水害家畜の死亡等より其所屬員に損害ある時は其損害を救済し又た所屬員死亡すれば其家族を扶助し又は其葬式料を給與し現今の所謂相互保險に類似の働作をなしたりき中世の終りに至り社會行政の機關具はり民衆保護の術備はるに及んで「ギルド」は次第に其効用を殺滅し遂に火災「ギルド」家畜「ギルド」埋葬「ギルド」扶助「ギルド」等の如き單純にして専門的なる經濟的保護の目的を以て存在するに至れり近世に至り諸地方の小「ギルド」は合併合同して漸次大なる官設又は私立火災保險家畜保險次いで電災保險等の存在を見るに至れり又た生命保險に類似の團躰例へば扶助俱樂部葬費會「ステルベカッセ」の如しは其數多く「ギルド」の遺物として現はれたり

年金賣買

年金賣買は中世日耳曼諸國に行はる殊に獨逸諸市に於て知られ居たり國家又は地方自治躰か資金蒐集の必要ありし時常に此年金賣買を行へりと云ふ近世

「トンチン」業

の始めに至り私人にして年金賣買を營む者漸次増加し遂に年金賣買會社の隆盛を看るに至れり又往々年金賣買と共に營まる「トンチン」(後款に詳説す可し)は近世の始め獨逸伊太利諸洲殊に獨逸諸市にて知られ居たりしか十七世紀より佛國及び英國政府は其紊亂せる財政を匡濟するの目的にて屢々之を企畫せしか常に成效せざりき獨逸和蘭澳大利の諸市にては年金賣買會社にして之を併業せし者亦た少なからざりしと云ふ

上記の年金賣買及び「トンチン」業は其根底に於て人類生死の法則を假想せるものなるか最初は此等の法則に就き當業者の觀念極めて乏しかりしか十七世紀の中葉和蘭に於て斯業盛大なりし時和蘭有數の數學者にして政事家なりし「ドワイト」は和蘭諸市の記録に據り始めて人類生死の法則を定め之れに依りて年金を計算したり

「プロバビリティー」論の起原

此時に當り伊太利より佛蘭西に傳はりし骨牌及ひ骨子の遊戯は佛國の數學者「バスカル」及び「フェルマー」等に依り研究を遂げられ所謂「プロバビリティー」論の發現を來たし此論は爾來人類生死の統計的研究又は年金「トンチン」等の計算を助

け其技術の發達進歩を促せり
 之れより先き十六世紀の末より英國にては猛烈なる疫疾流行し日々死亡せしもの算なかりき英國政府は恟々たりし人心を沈靜する爲め疫疾患者に就き時々其詳細を蒐集し之を公刊せり十七世紀の中葉「サー、ウィリアム、ペチー」ジョン、グラウント「兩氏は各自別々に上記の疫疾結果の報告に就き論評を加へ更に倫敦に於ける人口及び英人の死亡率等を研究し、當時英國女子の數男子より遙かに少きに干はず流行病の結果未婚女子の死亡少なからざりしを痛論したり此等の情況及び研究は當時の一般社會殊に學者社會の注意を喚起し人類生死の統計的問題は一般世人の注目を惹くに至れり當時英國第一流の天文學者「ハレー」の如きも注目を與へし一人にして會々獨逸神學士「ノイマン」か「プレスラウ」市の記録に據り「プレスラウ」市の死亡研究を公になせしかば「ハレー」は斯結果を利用し所謂死亡表の嚆矢たる「ハレー」死亡表を調製し千六百九十三年之を公にせり其後死亡表又は生殘表等を公にせし者英獨佛和の諸國に於て其數少なからず

火災保險

生命保險

十七世紀の終りより英國の商工業は漸次勃興を來たし世界的商業は次第に隆盛となり企業の熱情は新奇なる事業の企畫に熱中せり伊太利より傳來せる海上保險は當時の企業心に投し夙に其隆盛を致し居れり「ギルド」の遺物たる火災保險は歐洲大陸諸國にては已に官設にして強制的事業として行はれ居りたりしが企業の精神旺盛なりし英國資本家は斯の好箇なる事業を採りて營業の目的となしたり殊に十七世紀の後半倫敦に於ける大火ありたる後一般人民の必要に投し火災保險營業は漸次繁榮の域に向へり

以上は十七世紀の末に於けるまで歐洲北部に於ける保險的思想の大略なるが當時英國にては資本家の企業に熱中せしと同時に賭博の流行は實に盛なる者なりき富豪なる資産家の珈琲店又は酒舖に集まり王公貴人其他著名の人士の生死に就き金錢を賭せし者其數極めて多かりき諸般の法令は屢々之れか禁止を試みしも其効更らに無かりき

而して上記の狀態殊に人類生死に干する賭博の流行及び企業熱の隆盛なりし事は在來「ギルド」の遺物、年金賣買「トンチン」其他「プロバピリテ」死亡統計等の觀

念の上に十七世紀の末英國にて遂に生命保險事業の冒險的賭博的營業の發現を喚起するに至れり而して其後死亡統計學及び「プロバビリテ」論の發達は斯業に合理的基礎を供するに至れり

運送保險を除きて其以外の主なる保險種類にして其起原古き者火災保險家畜保險及び生命保險の主たる淵源及動因は中世以後歐洲北部に於て現はれたる諸制度及び諸思想にして其経路の大體は茲に之を述べしか吾輩は左に順序を以て諸制度及び諸思想の各箇に就き之れが大要を辨明せんと欲す

第一款 「ギルド」

第一起原 「ギルド」起原の理由に就きては學者の説一ならず或は其起源を中世歐洲北部の蕃族に於ける偶像祭祀の爲め集合せし集會にありとし或は中世基督教寺院か稱へし觀念に由來する制度なりとし或は兩者の結合せる理由に歸因すとせり其他諸家の異説少なからず之を要するに中世歐洲北部に於ける蕃族か最初自然的事由に因り血統的團躰家氏族等の如きものを形作り各自の保護を努めしなれとも其他一切の状況頗る煩雜となるに迫りて斯かる

「ギルド」の起原

「ギルド」の種類

單純なる團躰にては到底百般の危險を保支する能はざるを自覺するに至れりと雖も歴史上血統的團躰に次きて起りし主從的關係及び都市的團躰等は未だ充分發達せずして民族に充分の保護を供し能はざる斯の過渡の時代に於て所謂「ギルド」は現はれしなり民族は此時に當りて各自地方に據り團躰を形作り宗教上政治上道德上其他諸般の目的を達せんと努めたるなり「ギルド」は羅馬人及び「スラヴァ」人等の間にも現はれたりと云へとも其最も發達し史上諸般の關係に最も必要なりしは日耳曼人種の間にも起れる者とす

「ギルド」は何時始めて現はれしや歴史上頗る困難なる問題なり「ギルド」なる文字は其始め蕃族が催ふせし諸種の單純なる會合を顯はす爲め用ゐられしか如し而して上述の目的を有せる真正の「ギルド」に關する記録にして史上に傳はる最古なる者は紀元七百七十九年「フランク」族時代にありとす（「ギルケ」の説）

第二種類 「ギルド」關係は最初極めて嚴峻にして「ギルド」内各員は互に兄弟姉妹の如く相交親し此關係は人間一切の行動を束縛し人生の總ての方面に亘れり就中宗教的祭祀は各「ギルド」の最も重きを措きし所にして相互的保護は各員

の最も必要とせし所なり
 其後社會に於ける諸般の制度殊に保護機關次第に發達せしに及びて「ギルド」は如上の漠然たる目的を有せる拘束的團體より蟬脱し單一確定の目的を主眼とせる者に分岐するに至れり其主重なる種類は宗教的「ギルド」及び非宗教的「ギルド」之れなり非宗教的「ギルド」は更に區分して保護的「ギルド」政治的「ギルド」及び實業者的「ギルド」等となれり

「ギルド」の保險的行動

第三「ギルド」の保險的行動 上述諸種の「ギルド」の内保護的「ギルド」は主として所屬員を他人に對して保護する事財産上の困難より保護する事各員相互間の權利義務を正當に保持する事等を以て目的とせし者にして佛獨にては「フランス」族時代英國にては「アルフレッド」王（九世紀）の時已に現はれ居れりと云ふ英國に於ける最古の一つなる「セント、カザリン、ギルド」の規定に云はく所屬員か火災水害盜難及び其他の災害を受くる時は「ギルド」は無利息にて之れに金錢を貸與す又た「エキセター」「ギルド」の規則にては所屬員か旅行する際には各員五「ペンス」又た火災に罹る者ある時は「ペニー」を醸出することとなれり尙ほ所屬員

「ギルド」の變化煙滅

か老衰疾病其他の事由に因り扶助を必要とする場合に之を扶助し又た其死去の時葬式料及び其寡婦孤兒等に遺族料を給與す其外家畜の疾病農産物の凶作等より損害の生する場合に相互的救助等の規定少なからず
 第四「ギルド」の變化煙滅 「ギルド」成立の主たる因由は上に述べたる如く民族か國家社會に於て充分なる保護の制度を有せざりし爲めなりしか中世の終りに至り自治體の發達其他諸般の行政制度及び一切人文の開化に由り漸次「ギルド」は其効用を失ひ來り「ギルド」の目的は次第に狹隘となり専門的となり中世の終りに至りて火災損害填補のみを専ら目的とせる火災「ギルド」の如き葬式料支出を専らとせる葬費會の如き所屬員及び其遺族の扶助を主とせる扶助協會の如き家畜損害填補を重とせる家畜「ギルド」の如き者の存在を看るに至れり又た此等の「ギルド」は最初狹小なる地方の團體なりしか次第に合併合同して漸次大なる地方に及びすに至れり「シユレスイック、ホルスタイン」の地方にては十五世紀の中葉より一村落到對する火災「ギルド」を看るに至れり「ハンブルグ」市にては千六百十六年に在來存在せし四十六箇の「ギルド」を合併し全市に對する火災保

險を行ふに至れり、マクデブルグ市は千六百八十五年より、ベルリン市は千七百十八年より其市の火災保険を行へり又千七百六十五年、ブルデリック大王は「プロシヤ」國「シユレジン」洲の各縣に始めて相互的家畜保険を強行せしめたり此等の團體は或は官公立なるあり或は私立なるあり或は強制的なるあり或は自由經濟的なるありたりと云へとも多數は官公立にして強制的なりき之を要するに近世の始め昔時の「ギルド」の遺跡として特殊の經濟的保護の目的を有せる小團體諸處に散在せしか多數の者は命令に困り或は所屬員の決議に基つき漸次合併合同し近世保險營業の前驅者たる保險的團體を作くるに至れり

第二款 年金賣買及び「トンチン」

年金は往古已に羅馬人の間に廣く行はれ紀元前四十年の羅馬法「レツキス・ファルチシア」は相続財産に課税しければ當時の羅馬人は遺産を年金の形式となし之を遺し以て課税を免かれ居たりと云ふ當時年金の値は之を正確に算定すること極めて困難なる事となり居りたり紀元後二百年の頃法律學者「ウルピアヌ」

永久年金

終身年金

スは年金の値を算定するの目的にて歴史上始めて人類の平均年令を計算せしは著名の事實となれり

中世歐洲北部に於て亦た年金契約は夙に行はれたり殊に都市に於て一種の信用制度として公行され居たり其契約の内容に二種あり其一は永久年金にして甲者土地の所有者なる乙者に金錢を支拂ひ之に對し乙者は自己及び將來其土地の所有者は永久一定の金錢又は其他の物品を甲者に供することを約する者なり最初此契約は年金支拂を永久とせしが後に至り乙者甲者に元本を返却せば年金支拂を中止するを得ることゝなれり

其二は終身年金なり甲者其財産を乙者に讓渡し之に對し乙者は甲者の生存中々々其衣食住の必要物を供給す或は一定の年金を支拂ふことを約せる者なり中世利子禁止の寺院法勵行され居りし時と云へとも年金賣買は特別に許可され居たり十二世紀より獨逸諸市に行はれ十四世紀十五世紀に至りて資本利殖法中最も多く用ゐられたる者なりき法王「マルチン」五世の如きは千四百二十三年年金賣買を許可する旨を明言し居れりと云ふ

中世歐洲諸國に於て戰亂火災又は商工沈銷等に因り國家及び都市か多額の資本を要する爲め或は漸次隆盛に向ひし商工業發達と共に多數の都市か外資を蒐集し又は已に集收せる資本を良好なる方法に依り利殖せん爲めに往々年金賣買を試みたる事ありたり例へば「ハノーバー」市は千三百五十年に之を行へりと云ふ而れとも私立團躰にして年金賣買を營みしは大なる信用を必要とせる業務なれば其發達稍々後れ居たりと云へとも十五世紀には已に「フロレンツ」共和市に於て二箇の年金賣買を業務とせる團躰を見たりと云ふ「エーレンベルヒ」獨逸保險學雜誌第二卷二十六頁

爾來年金賣買會社又は銀行にして年金賣買を兼業する事漸次隆盛となりたり十七世紀の中葉和蘭諸地方にて年金業次第に流行しければ當時の政事家にしは年四分)を始めて調製し其他之に關する諸計算と共に之を一書に載せ千六百七十一年生命保險計算論の歴史に於て一大紀元を作られる著書 *Waerdye van Lyf Grenten &c* を公にせり其後和蘭學者「ケルセボーム」ストルイク及び佛蘭西人「ド、バ

ルシウ等何れも年金計算の理を公にし年金業の實驗結果を利用し人類生死の法則に關する表を公にせり

「トンチン」も亦た一種の信用的制度にして往々年金業と共に營まるゝことあり十六世紀以前獨逸及び伊大利諸國に知られたり殊に獨逸諸市に於て廣く知られ居たりしか十七世紀以後歐洲南部に廣く傳播するに至れり

「トンチン」の形式には種々ありと云へとも其主要なる點は多數の者か某の元本を支拂ひ之に對して各員は其生存中某の分前を受く而して分前の權利は死亡と共に消滅し其死亡者の分前は生存者の利得に歸し生存者の分前は死亡者の増加と共に増加するといふ事なり

十七世紀の中葉巴里に滞在せし「ネーブル」の銀行者「ローレンツォー」トンチンなる者在りしが所謂「トンチン」組織の一策を考案し之を以て當時紊亂せし佛國財政を救濟せん爲め之を時の佛國政府に致せりと云ふ其案の大躰は多數の人各自一定の元本を支拂ひ其集まれる總額の利子を年々生存者に分配す而して死亡者は元本及び利子一切の權利を損失する故に生存者の受くる分配は死亡者の増

「トンチン」名稱の起原

加と共に増加し遂に最後の生存者は元本總額及び全利子を獲得すと云ふなりき「トンチン」組織の實質は已に之れより先き知られ居りたれとも「トンチン」なる名稱は上記の「ローレンツォ」より始原せしなりと云ふ、當時佛國政府は大に斯考案を歓迎し千六百五十三年始めて第一「トンチン」を設立せしか其結果全く豫期の如くならざりしと云ふ千六百八十九年より千七百五十九年に至るまで十箇の「トンチン」を計畫せしか何れも成効せざりき千七百七十年遂に佛國政府は命令を下し全く「トンチン」を廢止せり英國獨逸埃士利等にも亦た資金募集の目的にて屢々「トンチン」法を採用したり英國にて其最終なりし者は千七百七十九年の設立に掛りし者なり獨逸埃士利にては十九世紀の始め尙盛に年金會社之を行ひし者多かりき又た佛國にては「トンチン」を營む目的にて私立會社の起りし者亦た少なからざりしと云ふ

第三款 賭博行爲の變遷及び「プロバビリテ」論の發達

吾輩は曩に本章第三節に於て十四世紀の頃伊大利に於て他人の生死に關し賭

博の流行せし事を述べたりしか中世以後伊大利其他諸國に於て諸般の事件の到達するや否やに關し諸種の賭博行はれ居たり例へは出生の兒が男なるや或は女なるや羅馬法王又は「カーヂナル」天主教役僧の官名の選舉に何人か當選するや犯罪嫌疑者の入獄するや否や戰爭中なる砲臺の陥没するや否や其他羅馬法王皇帝王公等の生死に關し盛に賭博を行へりと云ふ就中殊に盛なりしは巡禮者旅行人等に就き其生死を賭せし事なり此等の賭博は屢々法令に由り禁止されたりと云へとも常に益々其盛なるを見るのみなりき其最も隆盛なりしは十八世紀倫敦に於てなりとす千七百十年乃至千七百二十年の頃より英國にて賭博は殊に流行し英國國王又は政事家其他知名の人か危難に遭遇するあらは直に其生死に關し賭博行はれ居たり株式取引所の近傍なる多數の珈琲店殊に「ロイド」珈琲店にては此種の賭博者極めて盛に集合せり千七百五十六年英國水師提督「ビング」なる者海戰に敗走せし罪に因り軍事裁判に附せられ遂に死刑に處せられし事ありしか當時「ビング」が死刑に處せらるゝや否やに就き行はれたる賭博の數は實に非常なる者なりしと云ふ

此外賭博熱は益々旺盛となり遂に英吉利自國の安危砲撃され居る英國城砦内の王將の生死に就き尙ほ甚しきは親子か互に其生命を賭し又は弟妹か其兄弟の生死に就き博奕を行ふさへありしと云ふ

千七百七十三年發布の英國法律は賭博を禁せんと試みしか其効毫もなかりき千七百七十七年倫敦に於て可笑賭博起れり此年佛國特命全權公使として英國に赴任せし「シユヅリエーデオン」なる者其行動少しく正帝を失し常に諸人の注目を惹き居たりしが忽ち誰れ云ふとなく「デオン」は男にあらずして女なりとの風聞起りければ賭博に熱中せし當時の倫敦人士は直に其件に就き盛に賭博を始めたりやがて博奕者は「デオン」に巨額の金員を供呈し此賭博の勝敗を決す可く乞へり「デオン」は兼ねて約束の珈琲店に來り云はく余は余の着し居る服装「男裝」と同一の性を有す若し何人にてても之を疑ふ者あらば如何なる武器にてても待ちて來たれ余は其人と血闘せんと然れど其時何人も之れに應せし者なかりきと云ふ

當時英人か「ロイド」珈琲店にて各自單獨にて海上船舶の保險を約するの狀を想

像するに又た當時漸く始まれる幼稚なる生命保險の賭博的狀態を考ふるに其根底の觀念に於て當時の賭博及び投機的思想か此等の業務發達に少なからざる影響ありしは決して疑ふ可からざる事なりとす

骨牌骨子等の遊戯及び之に金錢を賭することは伊大利にては古くより行はれ居たりし其佛蘭西に傳はりしは十七世紀にありとす十七世紀の中葉巴里に「シユヅリエーデ、メーレー」と云へる人ありき此人常に骨子の遊戯に耽けり當時の博奕者中有數の熟練家なりき千六百五十四年の頃「ド、メーレー」書を當時有名の数學者「バスカル」に送り遊戯に關せる二箇の問題を質問せり(甲)二箇の骨子を某度ひ投して其内少くとも一度「六」「六」の目點か現出す可しと賭す方利益ある爲めには其度數は幾何なるときなるか及び其利益なる度數と不利益なる度數との境界は如何(乙)一箇の骨子を投し某の數だけ得れば之を以て勝となす時遊戯者か互に幾度か骨子を投し未だ何人も勝點に達せざる前其遊戯を止むる時は如何なる割合を以て懸賞の金額を分配するを正當とするか

此質問に對し「バスカル」は當時の数學家「フェルマー」と屢々書簡を往復し種々其

「プロバビリ
テ」論の起
原

研究を遂げたり「バスカル」「フェマー」の這の研究は現今所謂「プロバビリテ」論の始原にして此論は爾來骨子骨牌其他射倖的遊戯の數學的研究に於ける論法として「ライブニッツ」「フイゲンズ」「ベルヌリー」其他多數の學者に依りて攻究せられたり就中「ジャック・ベルヌリー」の死後紀元千七百十三年に發せられたる其著書「アリスコンゼクタンデー」は斯論の歴史に一大紀元を開きし者にして「プロバビリテ」論を以て物理天文其他實驗的自然學の實驗的研究の基礎を説明し尙ほ單簡なる偶然的社會現象の統計的研究の判定に論及せり其後「モントモール」「ド・モアブル」「コンドルセ」「ガウス」「ラブラース」「ポアソン」等に依り「プロバビリテ」論は管だに自然學上の現象のみならず社會現象の研究に應用さるゝに至れり殊に人類生死の統計的研究は「プロバビリテ」論の應用を得て頓に其生面を一新したり

第四款 政治算術の發達

統計歴史の内にて現今の死亡統計の起原を爲せし者は十七世紀の始め英國に始めて現はれし所謂政治算術「ポリチカル・アリスメチツクス」なりとす

「ジョン、クラ
ウント」

十六世紀の末英國にては劇烈なる流行病發生し日々數多の死亡者を出たし人心爲めに恟然たりき當時の政府は人心を沈靜するの目的にて時々斃死者に就き其詳細を出版し之を公刊せり之を「ビル、ラフ、モーターチー」と稱せり紀元千六百六十三年「ジョン、グラウント」は「ビル、オア、モーターチー」及び當時已に英國各寺院にて作成し居たりし過去帳の結果に據り有名なる著書「ナチュラル・エンド、ポリチカル、オザサーベイション後略」を公にし倫敦の人口論當時倫敦人口を三十八万四千人とせり英人の死亡卒及び此等に對する市政に倫敦の廣大を稱賛し尙ほ將來の繁盛を稱し歌へり而して當時英國にては現今と異なり女子の數男子より遙かに少なりき然るに流行病の爲め多數の未婚女子の死亡ありしを慨して世上に云ふ如く結婚は男女數の不均を匡正するに効あるものとすれば斯の如く未婚女子の多數か斃死するは實に我英國の爲めに慨す可き者にして國辱なりと云へり

千六百八十三年「サー、ウキリアム、ベチー」亦た「ポリチカル・アリスメチツクス」なる一書を公にし倫敦の人口に就き詳論し在來倫敦人口の増加せし模様を考察し將來

「サー、ウキリ
アム、ベチー」

其人口二倍となるの時を想像し將來に於ける倫敦市の盛大を稱し以て當時倫敦に於て多年災害の後一般市民の倫敦市將來に對せる厭世觀を警醒せんと試みたり

「グラウント」及び「ペチー」の兩人は所謂政治算術派の鼻祖と稱せられ近世死亡統計の或る種の開祖と云はる

上記の如き當時倫敦の状態及び之に對する政治算術派の所論は一般社會及び學者社會の注意を人類生死の統計的問題に向はしめたりき當時著名の天文學者「ハレー」の如きも注意を此點に向けし一人なりき此時に當り「プレスラウ」市の神學士「ノイマン」は「プレスラウ」市にありし死亡記録の材料を研究し全市に於ける死亡者の男女別年月別等其他詳細なる研究の結果を公にせり「ハレー」は乃ち此結果を採り所謂「ハレー」の死亡表を調製し千六百九十三年正月之を「フィロソフィカル・トランザクシヨ」雜誌第十七卷百九十六號中に載せたり之れ現今の意義に於ける死亡表の嚆矢とす

「ハレー」の後和蘭の學者「ケセゼボーム」(千七百三十八年)及び「ストルイク」(千七百四

「ハレー」死亡表

十年)は和蘭及び「ウエスフラース」地方に存在せし年金事業の結果に據り死亡表を公にせり之に次ぎて「ジュスマイルヒ」(千七百四十一年)「シンブソン」(千七百四十二年)「デバシウ」(千七百四十六年)「プライス」(千七百六十九年)其他人類死亡の表を作くり之を公にせし者少なからす

結 論

前四款を總括して之を考ふるに保險の主なる種類の内運送及び生命保險を除き其他火災及び家畜保險は皆な中世の「ギルド」の直接なる遺跡なりと云ふを得べし

之を火災保險に考ふるに十五世紀より一般「ギルド」は其効用を失ひ火災「ギルド」の如き特殊の目的を有せる者現出せり十七世紀及び十八世紀の交より多數の小火災「ギルド」は漸次合併合同して大なる地方的官設火災保險を看るに至れり獨逸にては千六百七十七年始めて「ハムブルク」に於て公立火災保險起り次いで各國の諸都市に官設の火災保險を看るに至れり私立火災保險は十八世紀中相互的なる者現出せしも其始めて近代火災保險の端緒を啓きしは千八百十二年

設立の「ベルリン」火災保險會社なりとす
 英國にては十七世紀の上半已に火災保險の企畫ありしも成效せず其始めて實行を見しは千六百六十六年「ロンドン」大火の後直に起りし相互火災保險會社とす「ロンドン」市設の火災保險もありしも永續を見ずして止みたり
 埃土利にては千七百十年以來諸地方に強制的火災保險を見しか私設なる者は千八百二十八年以後なり
 佛蘭西にては千七百十七年始めて巴里に起りし以來諸地に於て強制的火災保險行はれたり又其私設なる者は十八世紀の後半始めて起りし革命の際何れも中止せりと云ふ
 家畜保險も亦た中世家畜「ギルド」の殘跡なるか其初めて一大新組織を看しは千七百六十五年「ブレデリック」大王「シユレー」州の各縣に命し相互的家畜保險を行はしめたるにあり又た十八世紀の末和蘭に於ても相互的にして強制的なる家畜保險起りたり
 生命保險に關しては埋葬「ギルド」又は扶養「ギルド」等の殘跡として近世尙ほ存在

せし多數の生命保險類似の團體及び中世以來尙ほ現存せし年金及び「トンチン」業務等は確かに生命保險の觀念を永く傳播し居たり又た政治算術及び「プロバビリテ」論の發達は生命保險に必要な知識を供給し居たりしが所謂生命保險業の實現を看しは十七世紀と十八世紀の交英國に於てなりとす其第一は千六百九十八年「ウイリアム・アシュトン」の企畫せし者なりしか成效せざりき其第二は千六百九十九年起りし寡婦孤兒保險會社にして之れ亦た永く存續せざりき越へて七年「アミケーブル」保險會社起り次いて無數の冒險的賭博的保險會社續々發生し一起一倒遂に千七百六十二年に至り「イクイテブル」會社起り當時統計學及び「プロバビリテ」論の供給せる生命保險に必須の知識を採用し茲に始めて生命保險の合理的基礎を定むるに至れり

第三章 近世保險事業の發達

緒論

人類を威喝する各種の危難は人類の存在と共に發生し人類は其危難を防禦し

其損害を填補する爲め「ギルド」「カッセ」「ブルーダーシャフト」等諸種の組合的團體を形成し夙に保險的働作を爲し居たるは已に前章に於て述べたるか如し又此等と異なる運送保險の起原も已に前章に詳論せし所なるか其初め運送保險は單に海上貨物保險にして多くは運送契約の從たる行爲として現はれたりしか後遂に海商交易の必要なる分子となれり尙ほ運送保險は近世に至るまで主として國家又は組合的團體及び賭博に類似せる冒險的行爲を爲す個人に依りて行はれたり

近代保險ノ特兆

近代保險の主たる特兆は保險の目的か認識され之を他の者より鮮明に分離する事及び保險の目的を達する手段方法の合理的なる事なり之を以前の諸種の組合的團體又は國家の保險に看るに常に保險は他の目的と混交し保險の目的鮮明ならず且つ其目的を達するの技術全く空理空想にして合理的基礎を有せざるなり

近世保險事業の歴史は十七世及び十八世紀の交より現はれたる保險營業を以て始まる在來諸般の保險的事實は這の營業に必須の材料を供し精銳なる營業

近世海上保險營業の原始

の思想は斯材料に基き發達進歩せる諸種の智識に依り衡平なる保險技術を發見せり而して此技術は更らに以前の組合的思想の上に應用され近代の所謂相互會社の發達を看るに至れり

第一節 運送保險

運送保險の内主要なる海上保險は已に述べたるか如く其起原頗る古しと云へとも湖川及び陸上の運送に對する保險は極めて近世に生まれり

近世海上保險營業の原始は十八世紀の始め英國に於てなりとす千七百二十年始めて倫敦に於て「ロイヤル、エキスチエンジ」及び「ロンドン、アッシュアランス」の二會社は海上保險に關する特許權を得之を千八百二十四年まで繼續し居たり當時尙ほ單獨の資本家にして自己の計算にて海上保險を營みし者頗る多かりき斯かる保險者は常に倫敦の珈琲店「ロイド」に集まり其處にて保險契約を結び居たり而して「ロイド」に於ける此集合は遂に變躰して現今海上保險に緊要なる海上船舶の分類を編成する團體を作れり

千八百二十四年上記英國二會社の特許權消滅の後直に新會社二箇起り千八百

三十六年又た一會社起りたり又た尙ほ當時「ロイド」にて海上保険を營みし單獨保險者三十人ありたりと云ふ

千八百五十九年頃より投機的行爲英國一般商業の中に行はれ之れか爲め海上保險會社の新設されしもの亦た頓に増加し千八百六十六年に至るまで海上保險會社の新たに起りし者十七ありたり此内八會社は千八百六十六年英國に起りし恐慌の爲め倒れ又た千八百六十四年より同六十九年に至れる間に起りし七會社も亦た直ちに倒るゝに至れり千八百七十年より全七十二年に至れる間に起りし七會社中四會社のみ其存在を保持するを得たりといふ

「ロイド」にて登録せる單獨保險者は千八百六十九年には三百六十九人なりしか千八百七十二年には四百三十一人なりしと云ふ尙ほ當時英國にて一般汽船の増加且つ「スエス」海峡の開通等に因り海商頓に勃興し爲めに「ロイド」にて登録せる者の外海上保険を營みし單獨保險者其數極めて多く從て弊害の生ずること屢々なりき千八百七十五年より全七十六年に亘り發布の英國海上保險に關する法律は正に此弊害を防止せん爲めなりき千八百八十七年英國海上保險會社

の數は六十三なりしか千八百九十四年には十八千八百九十九年には會社數十九、收入保險料三百八十二万磅餘又た支出三百二十六万磅餘なりしと云ふ

佛蘭西にては千八百十八年始めて「コムパニ」ダツシ「コランヌ」マリチム起り之に次ぎ設立されし者千八百三十八年までに四會社なりき其他單獨保險者其數少なからさりき千八百八十年巴里にては三十二會社ありき佛蘭西全國にて四十八會社ありき千九百年の終はり佛蘭西にて營業せし海上保險會社の惣數八十あり此内佛國株式會社の重なる者二十箇の株金四千九百八十万フラン保險料二千三百万フランなりしと云ふ

獨逸に於ける海上保險會社は千七百六十五年始めて漢堡に起り次來之に次ぎて漢堡に起れる者數會社ありき千八百年には已に漢堡にて七會社ありき漢堡に次ぎて起りし所は「ブレ」イメンなりとす千八百十八年の頃には「ブレ」イメンにある保險會社の數四なりき千八百八十年獨逸に於ける運送保險會社の數七十六此内相互會社十五株式會社六十一なりき十五相互會社の内十一は海上保險四は河川運送保險を營めり又た六十一株式會社の内三十四は海濱にありて此

の内に十七は單に海上保險其餘七は海上及び河川運送保險を兼業せり而して内地にある二十七株式會社は何れも一切の運送保險を營み又た往々生命火災怪我「ガラス」保險等を兼業せり此地十二株式會社は運送保險の再保險を營み又た河川航行具の保險を行ふ相互會社の小なる者河岸地方に少なからず千八百九十九年獨逸全國海上保險株式會社の數は四十七にして排込株金二千萬馬克餘其收入保險料一億万馬克餘又た保險金支拂は四千万馬克餘なりしと云ふ

我日本には明治十二年八月東京海上保險會社始めて起り明治三十五年末に至りて二箇の海上保險會社一箇の陸上運送保險會社を看るに至れり

第二節 火災保險

近世火災保險營業は始めて十七世紀の後半英國に起れり千六百六十六年倫敦にて未曾有の火災ありて人畜家屋を毀損せし者算なし其以後直ちに家屋火災保險の目的を以て相互火災保險會社起りしか千六百八十年株式會社の變して「ゼプアイアー、オフィース」と稱し後千七百五年「フェニックス」と改名せり此時倫敦

近世火災保險業の如何

市にて市公火災保險を創めしか間もなく之を廢止せり千六百八十三年には相互會社「フレンドリー、ソサエチー」起り「フェニックス」と盛に競争を始めたりしか兩會社とも遂に千六百九十六年起りたる相互會社「バンド、イン、バンド」の爲めに壓踏さるゝに至れり

十八世紀の始めには數箇の火災保險會社の設立ありたり千七百二十年の頃には虚欺的會社の勃興するありき次いで極めて少數會社の外は何れも困難の狀態に陥り十九世紀に至りては十八世紀中設立の會社にして解散合併を行ひし者ありたりと云へとも尙ほ益々盛榮に向ひ世界文明諸國に其働作を擴張せし火災保險會社も亦た少なからず

千八百九十二年英國に於ける火災保險會社は其數六十三保險料一千九百万磅餘此内相互會社は極めて少數にして多數は株式會社なり千八百九十七年英國火災保險會社の數は五十五にして收入保險料は千九百万磅保險金支出千七十八万餘磅營業費六百五十八万磅餘總收入超過百七十五万磅餘なりしと云ふ北米合衆國にては千七百八十年始めて「ポストン」に於て火災保險會社の設立あ

りしか十八世紀の末までには尙ほ多數の保險會社起りたり爾來合衆國各州の火災を保險會社の數は常に増減定まらず千八百九十七年にては百二十三株式會社と十三相互會社ありたりと云ふ

獨逸に於ける現時の火災保險事業は官設及び民設共に之れあり官設火災保險事業は吾輩か已に之を述へしか如く十五世紀以來「ホルスタイン」地方に存在せる火災「ギルド」の變態にして千七百一年及び千七百五年「ブランドンブルグ」州の各村に設立せられ千七百六年伯林に現はれたり以後十八世紀中葉にて普魯西諸州に起り漸次獨逸諸地方に及ぼせり

此等の火災保險は單に不動産に對するものにして各家屋所有者を強制し保險するなり(地方に依り設立後直ちに強制的保險を行ひし者ありと云へとも又た設立當時は強制的ならざりしか間もなく強制的となせし者もありたり)其主旨は火災に因りて生ずる地方の荒蕪を禦き抵當信用を保護するにありき保險料の被保險物の安危に依り生ずる差等は極めて少なく各年度の支出に據り之れを各人に分配し年度末に之を徵集す或は家屋税と共に之を課する地方もあり

たりと云ふ

近世保險營業の發達と共に保險技術の進歩を來たし官設火災保險も其業に改良を加へ又た動産保險をも併行するものあるに至れり千八百九十七年普魯西に於ける官立火災保險所は三十四箇にして此内十七は動産及び不動産に對する火災保險を行ひ其他は何れも不動産に對するのみなりしと云ふ

又た保險所の内之れに火災保險の特許權を附與せる地方も少なからず斯かる保險所は獨逸にて千八百九十七年に其數二十箇あり此内十三は動産火災保險の特許を有す

獨逸に於ける火災保險營業は已に以前より永く漢堡にて開店し居たりし英國火災保險會社に模倣せし者にして千八百十二年始めて伯林に於て千八百十九年「ライプツヒ」に於て火災保險株式會社起りたり次きて千八百二十一年正月一日以降現存の「ゴータ」火災保險相互會社は獨逸火災保險營業に一大勇飛を與へたる者なり

千八百九十七年獨逸火災保險會社は十九相互會社地方に存在せる火災保險を

目的とする小なる組合的團體を除く)及び二十九株式會社にして保險金百億万馬克餘なりしと云ふ

佛蘭西に於ける火災保險事業は亦た官設及び民設より成る十八世紀の始めより佛國各地方の(ビシヨッフ)アーチビシヨッフ(僧侶の官名)等は令して *Entrepreneurs* なる者を作くらしめ其地方より定時金錢を徵集して以て火災より生ずる損害の一部を填補せしめたり此機關は佛國革命の際全く中絶せしも其後千八百四年以來再び縣立として之を設けたる地方あり現今其數五なり

火災保險の民業なる者は千七百五十四年始めて相互會社起り千七百八十六年二箇の株式會社設立せられたりしも其業革命の際全く廢絶せり其後千八百十六年以來再び復興するに至れり千八百九十二年には三十二株式會社千八百九十七年には二十二株式會社ありたりと云ふ

第三節 生命保險

生命保險の事業は十七世紀の極末倫敦に於て僧侶及び其他の者の寡婦及び孤兒を保護するの主旨をして之を營まんと企畫せし者多數ありしか何れも成功

アミケール
保險會社

せざりき

千七百六年設立の「アミケール」保險會社は生命保險營業を營みし最初の者なり然れとも其營業の方法極めて不合理的にして全然學術的基礎を欠缺せしものなりき今其營業方法の大略を陳ふれば社員は二千名を超ゆるを得ず年齢十二歳より四十五歳に至る者は入社料三磅十五志の外保險金百磅に就き年々六磅四志を支拂へり而して其利益金は年々之を死亡者に平等に分與せしと云ふ「アミケール」保險會社創立に尋いて夥多の空想的會社は勃興せり或は二週間毎に五志を支拂ふ者には其死後相續者に二百磅を支拂ふと約せし會社あり或は三ヶ月毎に五志を支拂ふ者には其死後百二十磅を與へるを約せし者あり或は三ヶ月毎に二志を支拂ふ女兒には二百磅の持參金を給付すると約せし者あり然れとも此等の會社の多數は詐欺的なりき尙ほ當時利害關係なき他人の生死に關し保險に類似せる賭博を行ふ事亦た極めて流行したり遂に千七百七十三年「ジョージ三世」は法律を以て被保險利益なき保險契約の無効なるを明にせり千七百二十年「ロンドン」保險會社及び「ローヤル、エキステンシ」會社起りたり而

「イクテイブル」保險會社

して千七百二十一年六月七日「ロンドン」保險會社發行の保險證券は被保險者死亡の時定額の保險金を支拂ふ保險契約の最初の保險證券なりしと云ふ
 千七百六十二年開始の「イクテイブル」保險相互會社は生命保險技術に一大紀元を作りしものなり在來生命保險事務の基礎には實驗事實より調製する死亡統計を川ゆ可きを知らずして單に主觀的憶想に據り保險料其他の率割を定めたり當時流行せし無數の詐欺的保險會社は之を擱て論せず稍々信憑す可き者に在りては何れも其保險料率極めて高價なりき年齢十二歳と四十五歳の間に其年齢如何に關せず一年定期保險百磅に就き保險料五磅なりき又た時として五磅五志に上ほれりと云ふ
 「マセマチカルレポジトリ」雜誌記者數學者「ゼームスドワンソン」は「アミケーブル」保險會社へ入社の冀望なりしが年齢已に四十五歳を超へたれば該社の規則に因り入社し能はざるを以て新たに保險會社を設立せんと欲し當時の政治算術年金計算又は「プロバピリティー」計算等の智識を應用し衡平なる保險料を計算せんと計畫せり此の爲め千七百二十八年より千七百五十年に至る倫敦市のビル

「マフ、モーターチー」本編第二章第三節第四款參照の材料に據り所謂ゆる「ドワンソン」の保險料を計算したりと云ふ此保險料は各年齢に依り排列せられ又た男女を以て區別せられたり「ドワンソン」は不幸にして千七百五十七年死去せしか其後ち千七百六十二年設立の「イクテイブル」保險會社は即ち「ドワンソン」の計算を用ひて其業務を開始したるなり後千七百七十一年著名の「ノーサムプトン」死亡表現はるゝに至り「イクテイブル」は千七百八十一年より「ノーサムプトン」表を採用し三分の利子を用ひたり之れより「イクテイブル」の剩餘金は漸次増加し斯かる基礎に因る保險事業は眞に有利なる事確示せらるゝに至れり
 此に於てか「イクテイブル」の例を襲ひ保險會社の起りし者續々其數夥多なりき現今尙ほ存在せる者の内「ベリカン」は千七百九十七年に起り「ロンドン、ライフ・プロテデント」「ロツク」等千八百七七年に現はるゝに至れり其他設立後永續せざりし保險會社の此際に起りし者其數窮まりなかりし爾來年々歳々生命保險の起りし者瀕々限りなく千八百十六年頃より千八百四十四年に至るの期間は英國生命保險の黄金時代と稱せられし者にして以前流行せし空想的保險會社は全

く跡を絶ち生命保険は全く國民より信親され保険は最も貴重なる經濟機關と目せらるゝに至りたり

物其盛を極むれば其弊必ず生ず有利にして國民より親愛されし生命保険は千八百四十四年の頃より之を濫設する者及び之を弄する事漸次行はれ殊に保險營業を永く自らはんとするの意志なくして單に設立の後之を他人に讓渡さんと意を以て之を企畫せし者多く其結果朝起夕倒誠に水沫の常無きが如くなりき史家此時代を呼て泡沫會社時代といふ

英國政府は千八百四十五年株式會社法を制定し保險會社の濫設を防止せんと試みしか其効なく却て其弊を増進するの傾向見えしかば千八百五十三年議會は調査委員を選定し新たに保險會社取締の法案を調製せしめたり千八百六十二年發布の會社法は有限責任會社に生命保險事業を許可せし結果從來の如く生命保險を營業する者單に冒險薄資の人にあらずして莊重富豪の紳士起て生命保險事業に加入するの傾向を呈したり

生命保險會社法

千八百七十年制定の生命保險會社法は新設保險會社に供托金納附を命し生命

保險資金を他の資金と分離せしめ其他合併事業讓渡及び清算等に就き嚴正の規定を設け大に當時の保險業保護に適切し斯業に一大生面を開きたり近代英國生命保險會社の強固にして莊重なる全く此法律に職由する少なからずと爲す者極めて多し

千八百九十二年英國生命保險會社の數八十四保險料大凡そ千六百万磅資金大凡そ一億七千万磅又た千九百一年の調査に依れば英國に九十一の生命保險會社ありたり其保險料三千万磅餘保險資金大凡そ二億六千万磅なりしと云ふ

英國以外諸國の生命保險事業は何れも英國の例に倣ひし者にして獨逸にては「ハンブルヒ」にて始めて千八百六年「エルバーフェルト」にて生命保險營業を計畫せし者ありしか何れも成効せざりき千八百二十八年始めてリユールベックに生命保險株式會社起り次いて千八百二十九年「ゴータ」保險相互會社の開始あり千八百三十一年「ポータ」會社の例に倣ひ「ライプツヒ」保險相互會社起りたり千八百九十四年獨逸に於ける生命保險會社は二十二相互會社十八株式會社なりき千

八百九十八年には十八相互會社二十二株式ありしといふ
 佛蘭西にては千八百十九年始めて「ゼネラル」會社起り千八百九十二年會社の數
 十七なりき亞米利加合衆國にては千八百三十年始めて「ニューヨーク」生命起り
 後十二年を経て「ミコーチニアル」會社起れり千八百九十二年には二十九生命保
 險會社ありき

我日本にては明治十三年の頃共濟五百名社なる者ありしか英國保險會社に倣
 ひ合理的基礎を以て現はれし最初は實に明治十四年七月開始の明治生命保險
 株式會社なりとす明治三十四年末調査に依れば我國生命保險會社の數四十な
 りしと云ふ

第四節 其他の保險

以上吾輩は保險事業の主なる種類即ち運送火災及び生命等の保險に就き其最
 近發達の大様を略述せしが、保險の種類は決して茲に止まらず殊に近代に至り
 保險の適用せらるゝ方面大に増加するに至れり其重要なる者を列擧すれば家
 畜保險、震災保險、玻璃保險、信用及び抵當保險、盜難保險、有價證券の秤價損に對す

る保險同盟罷工保險責任又は義務保險等なりとす

家畜保險は已に述へるか如く獨逸にては千七百六十五年「フクドリツヒ」大王か
 「シュレンジーン」洲の各縣に命し強制家畜保險を行はしめたるを以て始めとし爾
 後其他諸洲に行はれたり私設家畜保險會社としては千八百三十三年起りたる
 獨逸家畜保險會社を以て最初なりと云ふ今や家畜保險會社は多少諸國に傳は
 り居るか主として相互會社之を營み其株式會社なる者極めて罕れなりと云ふ
 震災保險の思想は已に十八世紀の頃より獨逸佛蘭西英吉利等に現はれ居たり
 しか震災保險會社の最初は千七百九十一年獨逸「ブラウンシュワイヒ」に起りし相
 互會社なりと云ふ又た其株式會社なる者は初めて千八百二十二年伯林に起り
 たり佛蘭西にては千八百二十三年初めて相互會社起り英吉利にては千八百四
 十三年の頃始めて相互會社起れりと云ふ

近來社會の進歩に伴ひ諸般の關係複雑となり従て危難の發生すること瀕繁と
 なり保險の適用を待つ可き方面増加し來り在來已に發達せる諸保險の原則を
 準用し次第に新種の保險を考案するに至れり玻璃保險、信用及び抵當保險、盜難

保險有價證券の秤價損に對する保險同盟罷工保險責任又は義務保險等此類なり

第二編 保險の普通本躰

序論

吾輩は前編に於て保險歴史の一般を略説し保險の在來の現象に就き其概略の智識を讀者に示したり保險現象及び其基源に横はる思想は極めて複雑煩多なるものにして經濟的數學的法律的醫學的等其他諸般の攻究に基づけり保險は銀行鐵道等の如く經濟的目的を有す即ち其目的は危難の偶然なる發生に由る人類の經濟的損害の除去又は輕減にあり而して保險は即ち這の慾望を満足せん爲めの設備なり
保險設備に於ける人類の行爲は常に法令道德宗教又は社會的制裁等の爲めに規せらる可きなり而して此保險行爲を規定せる一切の法令謂所保險法の大要は吾輩之を第四編に於て略説せんと欲する所なり

保險の目的

保險の本質

保險の形式

保險の種類

保險の目的たる人類の慾望は之を保險歴史に於て詳説せし如く保險の幼稚なる時代にては他の諸般の目的と混交し極めて明白ならざりしか保險事業か全く獨立の地盤に據り漸次専門に傾くに從ひ這の混交せし目的は次第に分離し保險の目的は精洗され明瞭となり遂に判然確定するに至れり此目的の意義を解説し此目的を達し得へき諸種の設備を論評し以て保險設備に論及するの準備を爲すは吾輩か第一章に於ける所説の主旨なり
而して保險の這の目的を達せむ爲めに人類が構成せし保險設備の本躰的思想は即ち保險概念の本質にして吾輩之を第二章に於て解説せんと欲す
然れども此保險本質か實際發現する形式は法令の規定を受け或は經濟的社會的宗教的主義の影響を受け或は其他の事由に因り種々に變動す可し現今存在する保險形式の重なる者は吾輩之を第三章に審にす可し
保險の普通本躰の原素には種々の種類あり之れに依り保險を類別し其異同を辯し以て保險の普通本躰を明白にせんと欲するは本編末章の主旨なり
而して保險の目的を達する爲め保險本躰の實現に際し衡平便益必要利得強制

等其他の理由に因り諸種の學術及び知識等保險以外の補助を用ゆること通例なりこの補助を解説し之を論評するは所謂保險の技術論にして吾輩は之を次編に譲る

第一章 保險の目的

緒論

人類の各般の生活に損害を與ふる者千差万別蓋し窮りなけむ人生は尙ほ將來無數なる危難の襲來を覺悟せざる可からず保險は即ち此危難の襲來より發生することある損害に對する設備なり吾輩は先づこの危難の觀念を明らかにせざる可からず
吾輩は人類の生活に凡て不利益なる佐用を呈する事故を茲に危難と名けんと欲す例へは死亡火事洪水戦争等の事故にして人類の生活に不利益なる佐用を呈するならば此事故を危難と云ふ而して此等の事故も或る種の人には不利益なる佐用なきことあらむ其場合には此等の事故は其種の人には危難にあらず

危難

損害

或る人の死亡は其人に關係少なき者には危難とならざること多し又た或る家屋の焼失は其家屋に關係なき人には危難とならず畢竟危難なる觀念は特定人に關係する相對的觀念なり
而して危難が人類の生活に呈する不利益なる作用は之を損害と稱す人類の生活には種々の別あり或は生物的生活あり或は經濟的生活あり或は政治的生活あり或は社會的生活あり其他之を枚舉すれば夥多あらむ而して吾が保險が特別に關係するは人類の經濟的生活にしてこの生活に危難が生ずる損害は之を經濟的損害といふ
危難たる事故の客體(我商法にては之を保險の目的と稱せり)には種々の種類あり或は死亡疾病怪我の如き危難は人の上に働けり或は火事降雹の如き者は有形的物の上に働けり又た有價證券の評價損なる損害を生ずる有價證券の抽選に當選すと云ふ危難は無形物たる債權の上に働けるなり其他近來考案に係る保險の新しい種類にては危難の客體に亦た種々なるものを看るこの危難の客體は吾輩が後に之を述ぶるが如く保險を分類するに要用なる標準となる

偶然的發生

危難たる事故の發生は之れに威喝さるゝ者之を單に被威者と名づくとの關係に依り之を大別して偶然的發生と非偶然的發生の二つとす

偶然的發生とは其絶對的意義に於ては原因なき發生因果の法則を肯定すれば之れは不可能なりの義なれども吾輩が茲に云ふ危難の偶然的發生とは相對的意義にして左の要素を有す

第一 被威者の自由意思に無關係なること

第二 被威者が發生に就きて知らざること

第一 危難の發生には全く被威者の自由意思に關係せざることあり又た之れに關係することあり例へば自ら自己の家屋に放火すること又は自殺の如きは殆んど常に自己の意思に出づ然れども被威者の自由意思に無關係なる發生にも危難たる事故の種類に依り其發生の狀態に差異あり今其經濟的損害を生ずる事故に就きて之を檢すれば左の區別あり

甲 危難の發生は全く被威者の意思に關係なき者例へば降雹洪水等の如し

乙 危難か被威者の意思に依り發生し得る場合例へば火事死亡又は女兒の結婚等の如し然れども之れが偶然的發生をなすに左の二類に分かる

(イ) 危難は被威者の行爲に因らずして發生す例へば火事死亡の如し
(ロ) 危難は被威者の行爲に因り發生す然れども其間に被威者の意思に關係なき狀況が多少存在す例へば女兒の結婚は主とし其發生に由り經濟的損害を被むる可き被威者例へば女兒の親の行爲に因り發生す然れども此間に法律的習慣的又は社會的制裁に遵ふ可き爲めに被威者の意思に關係なき狀況存在せり

而して此際危難が被威者の行爲又は過失に由り發生せば保險の效果如何なる可きや之れ保險法中要用なる問題なる可し吾輩は之を後編に譲る

第二 佛國の碩儒ラブラニス云へるあり人智が全く極度に發達し各般の因果の理全然明瞭とならば偶然なる事は全く跡を絶つ可しと人類が以て偶然なり

とせることは即ち其處に不知の存在せるなり例へば甲者の家屋の焼失が甲者に偶然に發生するには甲者が其發生するや否やを知らざること必要なり偶然なることも相對的觀念にして何人に偶然なるやを示さざれば無意味に了はる之を以て茲には被威者に偶然なる發生を説き其要素として被威者の不知を必要とせり

危難發生に就き被威者の不知なる點は諸ろ々々あり然れども特定の危難が特定の容躰に働らきて發生するとき實際生ずる不知には左の二類あり

甲 危難は如何なる時期に發生するか或は永久發生せざるや全く不知なるが如き者例へば火事洪水等に於けるが如し

乙 危難は早晚發生することを知られども如何なる時期に發生するや分明ならざるが如き者例へば死亡の如し又た抽選に依り社債を償還するとき當選の社債の償却額が其時價より小なるときは其債權者に損害あり此危難の發生は通常契約に依り或る一定の期間内には必ず起る然れども其如何なる時期に發生するや分明ならず

此他被威者の不知なる點の有用なる者は危難の呈する損害額なり危難發生し生ずる損害は幾何程なるや被威者の常に不知なる點にして實用多き者なり而して此際被威者が發生に就き不知ならざる場合に於ける保險の效果は亦た保險法上要用なる問題ならむ吾輩之を後編に譲る

保險の目的は危難の偶然なる發生に由れる損害に存す危難の非偶然的發生に由れるものは主として被威者の意思に因れるもの若しくは被威者の前知せるものなり前者は被威者自ら之を負擔す可き責任あるもの後者は種々の方法に依り之を豫防救済し得るものたり獨り偶然なる發生に由れる危難より生ずる損害は被害者自らの意思に由らず又た被害者之を豫知し能はずして常に不可測なる者なり

古來幾多の國家其他公私の團躰は諸般の目的と共に此種の損害を救済せんと試みたり然れども社會開明に趣き諸般の關係複雑となり危難の發生増加し爲めに生ずる損害に種々の種類を生ずるに至り此等の團躰の職務は著しく増加し又た損害救済を受くる者与其救済を負擔する者との關係に關する理義嚴正

となるに迫りて個人間に起れる上記の種類損害にして國家又は公けなる團體の保護を受け能はざる性質の者多くなれり此に於てか此種に屬する損害を救済する爲め特殊の設備は或は營利の爲め或は相互救済の爲め或は國家の強制の爲め起現せる者少なからず而して保險は即ち其種の設備の一つにして其目的は危難の偶然的發生に由れる經濟的損害の除去又は軽減に在り

第一節 經濟的損害

人類の生活に危難が呈する不利益なる影響は之を損害と云ふ而して直接に人類の經濟的生存に於ける損害は之を經濟的損害と云ふ
保險に現はるゝ經濟的損害は主として左の二種より成る

- 甲 財産に不利益なる變動を生ずること
 - 乙 財産の利益なる變動が防止せらるゝこと
- 尙ほ之を具體的に詳説すれば左の如く三種に分かる
- 甲 個人經濟に於て已に存在せる價值が危難の爲め直接に取去らるゝ

こと(直接の財産損害)

例へば家屋の焼失船舶の沈没債權の消滅等の如し

乙 個人經濟に於て已に存在せる價值が危難の爲め間接に取去られ大略左の理由に因り財産消費を要すること(財産消費)

- イ 法令の強制例へば工場主が其労働者に對する責任に關する法律の結果又は扶養義務埋葬義務等に因るもの
- ロ 天然の強制例へば疾病の爲め要するもの
- ハ 慣習上又は社會的強制例へば女兒の結婚の爲め要する消費

丙 個人經濟に於て豫期の價值が危難の爲め來らざること(豫期せる財産増加の失敗)

例へば降雹の爲め不作となれるが如し或は工場の焼失して營利的働作の中止の爲め豫期の利益を失へるか如し或は船舶又は積荷の沈没の爲め豫期の荷物其手数料又は利潤等の消失せるが如し或は人類の營利能力が疾病怪我又は老年の爲め減少又は滅止せるが如し或は早

死の爲め遺族保持の資を充分貯蓄し能はざるが如し以上の損害は経済的財貨の上に於けるものにして結局保険が直接に取扱ふ損害は金銭に見積り得べき者ならざる可からず然れども危難の種類に依り實際發生せる損害を金銭に見積ることの難易に大なる差異あり今之を考究するに左の如く區別す

第一 金銭に見積ることの比較的容易なるもの

例へば火事が特定の家に生し特定の人に與ふる経済的損害又は船舶の沈没が特定の荷物に依り特定の人に與ふる経済的損害は適宜の技術又は其他の方法に據り之を測定すること比較的困難ならず

第二 金銭に見積ることの比較的困難なるもの

例へば特定人の死亡が他の特定人に與ふる経済的損害又は特定人が豫定の年齢以上に生存することが其人に與ふる経済的損害等は之を測定すること極めて困難なり之れに就きては左の二點を考察するを要す

甲 保険の目的とする所通常漠然たり

例へば死亡保険にても死亡の爲め特定人が供す可き葬式料又は他の特定人が受く可かりし債権の損失又は受く可かりし特定の利益の損失等の如く死亡が與ふる損害の範圍又は種類等を確定せば此種の損害も之を金銭に見積ること困難ならざる者もあらん然れども現今此種の危難に對する保険か目的とする所は通常漠然とし單に特定人の死亡か他の特定人に與ふる損害といふか如き者なり

乙 實際の測定亦た極めて困難なり

死亡生存其他人の上に存する危難に因れる損害は通常複雑にして又た主觀的分子に依り變動すること多し例へば一定の年齢以上に生存するときは或は勞働能力の減少或は老弱の身軀を保持するの費用等の爲め経済的損害はあらん然れども之れ極めて複雑にして被害者自らの意思に因り變動すること多し又た葬式料の如きも通常支出者の意思に關係すること多くして之れか實際の客觀的測定は不可能なり之を要するに吾輩は保険の目的を経済的損害の輕減又は除去に在りとし保険

は損害の在る所に發現す可きとなせり而して結局保險の直接に關係する損害は金錢に見積り得べき性質のものたるなり然れとも多くの事由に因り之を見積ること極めて困難なることあり又た實際見積り能はざる物あり
 損害を實際金錢に見積り能ふ場合と能はざる場合とに依り保險の形式及び保險の方法に差異あり吾輩は此等の考究を後段に譲る
 又た保險の關係する經濟的損害は通常概括的通算のものにあらずして單獨的確定的の者なり或る家屋の燒失は特定人に直接の損害を與ふる外間接に利益を與ふる場合あらん而して之を概括し通算すれば該火事は其人に結局損害を呈せざることとなる然れとも保險の關係する損害は斯かゝる通算的の者にあらずして單に其直接なる者又は豫め確定せる損害にして之を爲めに生ずる利益と通算せざるを通例とす
 或る人の死亡か特定人に與ふる經濟的作用の通算か損害にあらざることあるを以て死亡保險は損害に關係せざるものなりと説く論者あれとも是れ全く吾輩か上に述べたる所論を活用せざるに座する過謬にて死亡保險か目的とする

損害は死亡か與ふる損害即ち埋葬料又は收入終止等の如き者にありて爲めに生ずる利益には關係なく之れか通算を爲さざるなり

第二節 損害の除去及び輕減

吾輩は前節に於て經濟的損害を説明し其損害は金錢に見積り得べき性質の者たることを述べたり而して保險の目的は即ち這の損害を被害者より除去し又は其れを輕減するに在り

損害を除去し又は輕減する方法數多あらむされども之を大別して左の二種に分つことを得

第一 間接の方法 損害を生ず可き危難を豫防又は撲滅するもの

例へは消防具消防術又は醫術等は火事又は死亡疾病等の危難を豫防又は撲滅し之れより生ずる損害なからむ事を期するものなり

第二 直接の方法 危難發生の後損害あるとき之れに處する方法

例へは救濟救助又は慈善事業等の内損害に對するもの少なからず而

して保險も亦た此種に屬す

經濟的損害を生ず可き危難を豫防し又は撲滅する方法は國家又は公私の事業として行はるゝこと極めて多しと云へとも往々左の理由に因り之を適用し能はざることあり

第一 客觀的なるもの

イ 人力の到底企て及ばざること例へは降雹疾病死亡等の危難に對する
か如し

ロ 屢々無効となれり例へは火事洪水海難等の危難に對するか如し

ハ 法令上不可能なること例へは徵兵の如きは當選者の家族に往々經濟的損害を與ふる危難にして之れに對する保險も亦た已に之れあり然れとも徵兵の撲滅は現存の法令に依りて不可能なり

第二 主觀的なるもの

危難たる事故か往々他方に於て望ましき者なることあり例へは女兒の結婚老年に到達する事等は一方に於て經濟的損害を生ずる危難な

れとも他方に於て又た極めて望ましき事なれば之れか豫防撲滅は到底不可能なり

保險は乃ち上記の種類之危難に對し後天的に損害を處置する設備の一つなり

保險か經濟的損害を被害者より除去し又は之を輕減する方法は通常左の二種類なり

第一 損害を金錢に見積り其損害金額を被害者に給付すること

第二 危難の容鉢か代替的性質のものなれば其代物又は修繕再築等を爲すことあり

而して保險か關係せる損害は實際發生せる者に在るを原則とす或は當事者の合意に由り實生せる損害の一部を除去(即ち損害の輕減する場合極めて多數なれとも實生の損害を超過することは決して之を許さざるを本旨とす之れ損害存せざる所に保險を用ひ金錢を授受するは所謂賭博的行爲にして弊害を誘起するの機少なからざればなり

危難發生の時保險金額を給する方法に左の二類あり

第一 保險金額は實際發生の損害金額に等しきを原則とせるもの

例之火災運送家畜等の保險に於ては常に此類の方法を用ゆ

第二 豫め保險金額を一定し損害發生の時實生の損害額に關係せず豫定の金額を給す

例之死亡保險生存保險等に於ては通常此類の方法に依れり

右第一類の方法は實生の損害を數量的嚴密を以て除去するものにして之を真正の意義或は狹義に於ける填補と云ふ此法は普通に實生損害を金錢に見積ることの容易なる危難に對する保險に採用せらる此法に依れる保險を損害保險と稱す

第二類の方法は損害發生の時單に損害除去の資を作くるの主旨にて其損害の數量關係を顧みざるものなり之を廣義に於ける填補と云ふ此法は實生損害を金錢に見積ること能はざる危難前節參照に對する保險に用いらる此法に依れる保險を定額保險と稱す

損害保險

定額保險

死亡生存養老保險其他生命保險は殆んど皆な上記の定額保險に屬す定額保險に於て其目的が損害填補に在るや否や其目的の主とする他になきや否や或は其普通目的とせる處を損害填補と名つけ得るや否や現今學者間に於ける一大問題となれり之れに就きて吾輩は單に左の三點を考究せんと欲す

第一 生命保險の觀念は之を保險歴史に於て説述せし如く其始め中世の「ギルド」年金賣買「トンチン」等の思想より流出せしものなり而して此等の淵源たる設備に於ては損害填補の主意全く實行され或は死亡より遺族の負擔す可き埋葬料を填補するか如き或は死亡者の遺族を扶養するの費を填補せしか如き危難たる死亡か特定の方面に於て與ふる經濟的損害を數量的精密にて填補せり然るに現在の生命保險事業の起源は吾輩が曩に述へし如く中世に於ける損害填補の觀念か十八世紀の始め英國に於ける企業熱及び賭博心に依り運擔され表現せしものにして其外形賭博的なる處多く又た營業に便利なるか如く作られたること少なからず損害除去の觀念は伏在せると云へとも數量的精密は全然顧みられず損害除去の方法としては豫め金額を一定し損害發生の時被害者

に豫定金額を給するなり之れ其外形當時流行せし特定事故の來否に關し金錢を賭せし賭博的行爲と大に類似せるを看る可し而して最初生命保險の幼稚なりし時其外形賭博に類似せる爲め多數の惡弊之れに隨伴せしに當りて保險か社會より學者より否定されさりしは全く其根蒂に伏存せる損害除去の觀念の在るに因りたり

第二 然るに保險技術の發達と共に這の賭博的外形は合理的基礎を得て着實にして投機的ならざるものと認めらるゝに至り保險の外形即ち豫定の金額を危難發生の時支拂ふと云ふ事最初は投機的又た賭博的にして害毒ありしものが這の合理的基礎の爲めには是認され漸次此種の保險の主要なる特徴となり以前多年間の忠實なる同伴者たりし損害除去の觀念を凌駕するに至り現今多くの學者は生命保險の主たる目的は單に金錢支拂に在りと云ふに至れり

第三 然れとも現今生命保險を希望する者にして其動機か危難より生ずることある可き經濟的損害を念慮するに在らざるは少し保險行爲の外形の趨勢か或は金錢支拂に在りと云へとも保險行爲の根本的目的は結論經濟的損害の除

廣義に於ける
損害填補

去に在るや疑ひを容れず唯だ此種の保險の關係する經濟的損害は之を金錢に見積ることの困難なる者にして損害除去の働は數量的嚴密を以て實生の損害を除去し能はずと云へとも左の理由は此際大に參考す可き者なり

此種の損害は多くは主觀的にして被害者の意思に依り損害額の變動すること少なからず損害填補の如きも填補金額に依り被害者か所謂損害額を適準し得る場合亦た少なからず一定の保險金額を以て結局損害填補の實を行ひ得ること稀れならざる可し

吾輩は數量的確定を以て實生の損害を除去し能はざることある這般の損害除去を廣義に於ける損害填補と名づく

結 論

吾輩は本章に於て保險の目的を詳説し之れを經濟的損害の除去又は輕減に在るとせり而して這の經濟的損害は危難の偶然なる發生より生ずることある可きものなり

經濟的損害の除去又は輕減を受くる者は經濟的損害の被害者なり而して保險

の利益を享有し得る者は經濟的損害を受くることある可き者なり此者を吾輩は曩に被威者と名つけたり(例へは家屋の所有者)

被保險利益

危難たる事故は或る客體の上に發生す而して其の爲めに被威者は損害を被むることあるなり被威者と其客體の間には必ず某關係存在す可し此關係ある爲めに危難か其客體に働けば被威者は損害を被むるなり此關係を名つけて被保險利益と云ふ例へは其家屋に火事發生し其所有者爲めに損害を被むる之れ被害者と家屋の間に所有關係の存在すればなり父早死して子損害を被むる之れ父子關係の存在すれば此等の關係を被保險利益と云ふ

被保險利益は讓渡し得る者と讓渡し得ざる者との二種あり經濟的財貨に關係せる被保險利益(例へは抵當權所有權の如し)は讓渡し得る者最多數なり例へは家屋の所有權他に移れば從て被保險利益も亦た移轉す可し之に反して又關係せる被保險利益は之を移轉し能はざる者多し例へは父子關係等の如し被保險利益は危難發生の時被威者に經濟的損害を與ふ即ち己に述へし如く第一直接なる財産損害第二豫期せる財産増加の失敗第三財産消費等を生ず第一

及び第二の損害を生ずる場合の被保險利益は危難發生せざる時は被威者に利益を與へし者なり例へは家屋の所有權及び田畠の所有權等は火事降雹の爲め一は所有者に直接なる財産損害を生し一は所有者に豫期せる財産増加の失敗を來たしたり而かれとも此等の危難なきときは此等の所有權は利益を與へしものなり而して危難の爲めに這の利益なくなり被威者に損害を生ずるなり之に反し第三の損害を與ふる被保險利益は危難なき時被威者に利益を與ふる原因にはあらず女兒結婚して其親之れか費用を辨せざる可からず其親は被威者にして被保險利益たる關係は親子關係なり此處に被保險利益は親に損害を與ふる原因となれとも危難なきとき親に利益を與ふる原因にはあらざるなり之を要するに被保險利益は危難發生するとき被威者に損害を與ふる原因的關係にして危難發生せざるとき常に利益を與ふる者にはあらず是に由て之を見れば被保險利益は常に利益なりとせる論者は茲に述へたる第三種損害の場合を考察せざるの過謬を有す被保險利益は被威者と危難の客體との關係にして危難の偶然なる發生の來否に關係して變動する者にあらず這の關係の經濟的

價額は之を被保險價格と云ふ
 被保險價額は之を測定する事の易きものと困難なるものとあり例へは家屋の
 所有權の如きは之を測定すること容易なり即ち其價額は家屋の價額なり之に
 反し父死し子損害を蒙むる時父子關係の價額の測定は極めて困難なる可し要
 するに被保險價額は關係の價額にして這の關係が生ずる利益價額或は損害價
 額なれば被保險價額測定は損害を金錢に見積る時述へたるが如き難易ある可
 し定額保險にては被威者の受くる填補金は一定せりといへとも損害保險にて
 は填補額は實生の損害額なれば或は被保險利益の全價額即ち被保險價額に相
 等する損害あることあらん(家屋の全燒)或は其部分なることあらん(家屋の一部
 燒)然れとも其損害額決して被保險價額を超過せざる可し
 保險は損害の存する處に存し損害のなき處に保險は存す可からず然らざれば
 保險は全く賭博と同一となればなり又た損害の存す可き處には被威者あり從
 て被保險利益存在せざる可からず故に保險か除去す可き經濟的損害は被保險
 價格を超過す可からざるを本則とす何となれば保險金若し被保險價額を超過

すれば其超過額には被保險利益なく即ち損害の存せされはなり
 此を以て眞正の意義に於ける損害填補を以て主眼とせる損害保險にては常に
 被保險利益及び被保險價額の明決を必要とし文明諸國の保險法は保險金の被
 保險價額を超過せる部分に對する保險を無効とし又た被保險利益なき者の保
 險を許さざるなり
 之に反し廣義に於ける損害填補を主旨とせる定額保險にては亦被保險利益な
 きを許さず古來被保險利益なき者の屢々保險現はれ生命保險業を擾亂せし事
 少なからず各國の法令は此點に就き嚴正の規定を有せり吾國の如きは生命保
 險にて被威者と危難の客體たる被保險者の關係を規定して「保險金を受取るへ
 き者は被保險者其相續人又は親族なることを要す」(商法第四百二十八條)とせり
 といへとも被保險價額の測定は極めて困難にして實際之を決定する能はず保
 險金額は全く保險申込者の意思に任かすを原則とせり
 定額保險に於て被保險價額の明決を要せざるは主として上記の如く實際上の
 困難に因れりといへとも亦た古來此種の保險にて實際上此點に關し損害保險

に於けるか如く弊害生せざりしを以て這の明決は實際上不必要の者とされるなり

第二章 保險の本質

緒論

吾輩は前章に於て保險の目的を説述し之を危難の偶然なる發生に由れる經濟的損害の除去又は輕減に在りとせり而して這の目的を有する保險の設備は如何なる本質より構成さるゝか之れ本章所説の主旨なり

經濟的損害の除去又は輕減を受くる者は經濟的損害の被害者ならざる可からず而して保險の利益を享有し得る者は經濟的損害を受くることある可き者なり此者を吾輩は曩に被威者と名づけたり

被威者に損害を與ふる危難の發生は偶然なり即ち被威者の自由意思に無關係にして且つ被威者の不知なる發生なり然れども其發生は可能的なる可し即ち決して起らざる可き又た必ず起る可き者にあらずして這の兩極間に横はり起

り能ふ可き(possible)ものなり這の危難の偶然的發生の可能を名つけ吾輩は危險と云ふ換言すれば危險とは被威者か危難發生の爲め威脅さるゝ状態なり例へは家屋所有者は普通に火事の危險を有す即ち火事に依りて襲來され能ふ可きを意味す

危險には程度あり強壯の人には死亡の發生の可能老弱の人より少なり又た木造家屋には火事發生の可能石造家屋より大なり従つて危險に大小あり又は増減し得るものなり危險の大小増減には種々の原因ある可し

危險には種類あり之を危難の種類に依て分つ例へは甲乙丙丁等の者何れも家屋を所有せば此等の者は皆な火事襲來の危險を有す即ち同種の危險を有す然れども其等の家屋は其構造又は其周圍に於ける危難物の排置等其他諸種の状況に由り各者の有する危難の程度は何れも同じからざること多かる可し而して同一なる程度を有せる同種の危險を名つて吾輩は之れを同危險と云はんと欲す

保險の目的は危難の偶然なる發生に由れる經濟的損害を除去又は輕減するに

在り而かれともこの目的を有するもの保險の外に國家自治躰又は諸種の慈善者の諸般の救助資金及び箇人の貯蓄等其數少なからず然かれとも此等の設備か其目的を達するの確實は往々左の如き理由に依りて充分ならず

第一 被害者か國家自治躰又は慈善者等より當然救済を受くるの理由少なきこと

第二 危難の偶然なる發生に對しては貯蓄は往々損害除去に充分ならざること

第三 損害救助を受くる者と其救助を負擔する者との關係の理義明白となるに迫りて損害の種類に依り國家自治躰又は其他より救済を受く可き性質にあらざる者少なからざること例へば箇人の經濟的損害の多數の如し

第四 所謂救済資を以ては充分除去し能はざる損害の起ることあり保險は乃ち右の弱點に對して左の如き根本主義を以て現はる

第一 損害除去を受くる者と之を負擔する者との關係を適準し被害者の損

保險の主義

害除去の請求を當然たらしむること自由經濟上當然の請求

第二 危難發生は何時たりとも損害除去に充分なる填補を給付すること保險の本躰的思想は即ち上記の兩主義に據り「經濟的損害の同危険を有する者互に團躰を形作し此内或る者損害を受くるあらば其損害填補を之を總員に分配し負擔す」と云ふなり

現今文明諸國はこの思想を有利と認め之れか實行を保護し之れより生ずる利益を増進する爲め之れより生ずる弊害を防止する爲め團躰員及び其關係者の爲め又は國家の爲め諸種の法令を布し種々の規定を設く之に關する詳細は吾輩之を後編に譲らんと欲す

保險の上記根本的思想を分解するに二箇の要素を含有せり云はく「同危険の團躰及び損害の分擔」之れなり吾輩は次節にこの兩箇の觀念に就き其大要を説明せんとす

第一節 同危険の團躰

吾輩か前編保險の歴史に於て畧説せし如く社會に於ける人文未だ進歩せざり

し蒙昧時代に在りては諸般の危難に對し人類は人的團躰を形成し人生一切の行動を束縛し人生に於ける一切の損害を共同に保護救濟せんと努めたりしか人文漸次發達し社會に於ける諸般の關係次第に複雑となり一方に於て諸種の保護機關發達し又た他方にては人類の危難次第に細岐し其損害填補を受くる主躰と其填補を負擔する者との關係に關する理義嚴正となり保護的團躰は其目的に依り次第に分裂し漸次諸種の團躰の成立を看るに至れり人類の經濟的生存に損害を生ずる危難に付き同危險を有する者か團躰を構成し將來其危難發生に際し何人か損害を受く可きやは豫め之を知るを得されとも其團躰員は其經濟的損害の除去又は輕減を必ず受けんとの主旨にて同危險の團躰を作くるの觀念は保險本質中最も必要なる要素なり例へば火事の同危險を有する者か火災保險の團躰を作くり又た死亡の同危險を有する者か死亡保險の團躰を構成するの類なり上記の觀念は所謂「同病相憫む」の精神にして同危險が相集まり何れの危險か損害を生ずるやは全く不知にして若し損害を受くるあらは被害者は總員より損害

害除去を受けんとの主旨にして各者の損害除去を受くるは全く自由經濟上衡平なるものなり尙ほ之を分析して左の如く考究す

第一危險の存在 此團躰に屬する者は危險を有する者にして將來或る危難の偶然なる發生の爲め經濟的損害を憂ふる者なり而して此危險を有せざる者は此團躰に入るを許さざるなり古來危險或は被保險利益を有せざる者這の團躰に加入し賭博的行爲を爲し保險事業を攪亂せしこと一にして足らず保險法は常に之れか防止を努む

第二同危險 往古は同一團躰にして諸種の危險を包括せしか次第に各員の損害填補を受くる利益を衡平となすの思想より種類の異なるもの又は程度の同しからざる危險に非らずして同危險の者互に相損害填補を爲さんとするなり

第三同危險の團躰 茲に同危險の團躰と云ひて同危險を有する人の團躰とは云はざるなく吾輩は現今の用語に鑑みて保險の本質として危險を有する人の團躰を要せず危險即ち危難に威脅さるゝ状態の集合にて可なり

るを信す其結果同一の人に屬する多數の同危険より保險は成立し得るなり例へは自箇保險の如き數多の船舶を所有する同一の人か各船舶に就き某の貯蓄を爲し他日何れかの船舶に損害ある場合に之れか填補をなすは眞正の保險なりと云はざる可からず

注意 危険の程度同しからざる者は這の團體に加入するを得ざるかといふに然らず或る方法之れは後に説明する如く保險料を多く支拂ふ等の如しに依りて同危険と見做されて加入するなり

同危険の團體を構成する方法主として二種あり

甲 現今獨逸澳土利瑞西等に最も流行せる保險の種類にして法令の結果或る地方の某危難の同危険を有する人民又は或る種の社會的段級にありて同一の危険を有する者を強制して保險を爲さしむるもの之れを強制的保險と名づく

乙 普通最も多く行はるゝ保險の種類にして何人たりとも同危険を有するものは加入し得るものなり此内主要なるは左の二類なり

第一 營利を目的とする者か這の團體構成を盡力す

第二 同危険を有する者か互に自ら這の團體を構成す

右第一種は即ち營利を目的とせる箇人たる商人又は會社等が同危険團體の構成損害填補其他之れに必要な一切の行爲をなすを營業とせるもの我國にては之を株式會社に許すのみ第二種は所謂相互保險會社と稱する者にして同危険を有する者か自ら互に團體を構成し損害填補其他一切の行爲をなすなり近時保險事業旺盛となり其間競争劇烈を來たし保險の團體に加入するを勧誘すること盛となり這の加入を媒介する所謂保險代理者又は保險仲立人等の勃興を來たし此等の研究は亦た保險學に於て必須の者となれり

第三節 損害の分配

同危険を集合し各自の經濟的損害を除去し或は輕減せんとするに如何なる方法に依り這の除去又は輕減を爲すや之れ亦た保險の本質に必須の要素なり經濟的損害を除去するに保險は危難發生の時其損害を填補するに足る可き經濟的財貨を被害者に供す而して其填補額は保險本質の要素として團體總員之

保險料

を共同に分擔す尙ほ之を詳言すれば團躰員中或る者か若し損害を受くるあらは其損害填補は之を團躰總員の共に負擔す可き者として之を總員に等分に分配し其損害を共同に填補するなり(保險金多き者は其分擔亦た多きは當然なり茲に當分と云へるは同一の保險金に對して云ふ)各員の負擔は之を保險料と稱す

保險の最要なる効用は實に這の損害分擔の原則に存す一人にては到底負擔に堪へ能はざる損害も之を多數の者に分配する時は各者の負擔極めて輕少にして各者には實際何等の痛傷を與へざることも多し之を社會經濟より看るに一人の倒産にして往々社會經濟の紊亂を惹起す場合少なからず保險は即ち這の一人の損害を社會多數の僅少なる損害に變換し其害毒を防止するなり

危難に因り社會財産の蒙むる種々の損害は其總額に於て毫も變動なくとも其損害分排の割合如何に由り大に害毒を社會に及ぼすことあり例へば此損害を僅少の人にて負擔すると之を多數にて負擔すとは社會に呈する影響に大なる差異あり保險は即ち此損害分配の割合を良好にし社會の害毒を消滅するに効あり

損害分配は保險遂行の便益又は必要殊に近時此點に關する保險技術の進歩に因り諸種の形式を現はせり吾輩は此詳論を保險技術編に譲り茲には其本質に關する大體を論するに止む

損害分配の方法に種々ありと云へとも之を二種に大別するを得

甲 損害發生の時始めて其填補額を總員に分擔せしむるもの

乙 豫め一定期間の損害總額を概算し總員に前以て分擔せしめ置くもの

現今最も普通なるは乙法なり一定期間の損害總額を豫算するは保險技術中最要なるものにして生命保險に於て其最も發達せるを看る吾輩は之れか詳説を後編に譲る而かれとも這の豫算は期間の終りに至り實生損害を填補するに充分ならざるの恐れあるを以て通常此に應ずるの積立金又は準備金の設けあり此等の準備にして不足すれば如何茲に大切なる區別を生ず

第一 營利を目的として保險事業を營む者にては不足額は之を營業者の財産より補充す

第二 營利を目的とせざる者にあつては這の不足額を復た團躰總員の負擔

とするを原則とす

又た損害豫算にして實生損害より少なき時其剰餘は如何にす可きや營利を目的とせる者にては勿より這の剰餘は營業者の利潤に屬するを以て原則とすれとも近時種々の理由に因り其一部を保險契約者に返却する事稀れならず而して其營利を目的とせざる者にありては其剰餘は勿より其團體に屬すべきものとす

保險料は一度に全額を前拂にするあり又た保險の期間長き場合には小なる期間に區分し定期的前拂を爲すこと稀れならず例へば年掛け半年掛け三月掛月掛け或は日掛け等の保險料支拂あり

損害填補の分擔は必ず團體員のみに限るや或は團體外の小數なる者の補助的分擔は保險の本質に差支なきや例へば獨逸労働者疾病保險の如きにては損害填補の分擔は團體員のみならず團體外なる資本主亦た之れを負ふ斯かる設備は純粹の保險なりや否や學者の説一ならず吾輩は茲に保險の本質として損害分配は之を團體員のみに限るとせり其結果團體外に分擔者在る時は吾輩は之

れを以て眞正の保險と看做さす寧ろ保險と他の者例へば救助との混合せる設備なりと云ふ

結論

吾輩は本章に於て保險の本質的觀念を説き之を兩箇の要素「同危険の團體」及び「損害の分配」に分ちたり而して此本質が裸體的に現存せしは保險の極めて幼稚なり時代なりしか保險が爾後種々の動機に依り或は多數人間の友情に依り或は單に保險の恩恵を享けん爲め或は營利に依り或は救助の爲め或は社會政策の爲めに「運搬さるゝに至るや上記の本質は此等の動機に必要な諸般の形式又は外装の内に包容され種々の形態を以て現起するに至れり

吾輩は茲に種々の形態を以て實現せる保險に普通なる本質を洞究し其本質の要素として「同危険の團體」及び「損害の分配」なる兩觀念を抽出したり

賭博は保險に非らず何となれば賭博を爲す者は危険を有せず經濟的損害の襲來を恐るゝ者にあらざればなり

「がらんち」即ち賣附けたる時計又は蝙蝠傘の堅固を保證するの類は其報酬を

支拂ふを必要とせず「レイヴァイス」保險法十八頁之れ「損害分配」の觀念を必要とせざる者にして此種の保證は保險に非らず
 他人の債務を保證するの「ビュルグシャフト」にては其報酬を必要とせるあり又は必要とせざるあり報酬を必要とする保證即ち債務の不履行より債権者か受くる損害の生ずるとき保證人自ら其履行を爲す但し之れか爲め保證人は一定の報酬を受くか保險と異なる點に就きては學者の所説極めて不分明なり或は法律の規定に依り異なれりとするあり「エーレンベルヒ」或は秩序ある大仕掛は保證にてなしと爲し之を以て保險と區別せんとせり「レイヴァイス」又た「ヘッカ」は其著「保險契約の法律的性質」中「百八及ひ百九頁」に論すれども全く不得要領に了はれり
 英國の親友組合其他獨佛の救濟又は救助會等にては或は全く保險の本質を具備せる者少なからずと云へとも多數は此本質を欠缺せり即ち救助救濟にては損害分配を同危險團體のみに爲さず寧ろ外部に之を爲すなり或は其團體に於て同危險を有する者に限るを原則とせざる者少なからず

彼貯蓄の如きは「損害分配」の原素もなく「同危險の團體」ノ觀念もなし保險と異なる所明白なり

第三章 保險の形式

緒 論

吾輩は前章に於て保險の本質的觀念を論究し之を「同危險の團體」及び「損害の分配」なる兩素に在りとせり然かれども此觀念が裸體的に實現せしは保險の極めて原始なりし時代に在りて保險が種々の動機殊に營利の爲めに營まるゝに至りて這の本質は其動機に有要便利なる形裝を取り且つ近時勃興せる保險技術に由りて諸種の形式を現はすに至れり保險が現はるゝ諸般の裝態に普通なる形式を説くは本章所説の主旨なり

保險の主體は本質上「同危險の團體」に在れども保險營業の起りしより此主體に一大變化を呈し本質上の主體たる「同危險の團體」は全く埋没されんとするに至れり現今存在する保險の主體の重なる形式及び其構造を論究するは吾輩の

本章第一節に於ける主旨なり

保險の主體に關連し保險に加入するを媒介する者現今各種の保險に通じて必須のものとなれり元來保險の本體には關係少なきものなれども「同危險の團體」を構成し増進する上に必要なるものにして其形式の大様を略述するは保險本體を審明にするに無用ならざる可し之れ吾輩が第二節に於て「保險媒介の形式」を論ずる所以なり

「損害分擔」の觀念は保險本質の要素なるが其實現する形式は營業上の便益其他の利益の爲め近時勃興せし保險技術の力に依り諸種の形式を呈するに至れり吾輩は此大略を本章第三節に於て説述せんと欲す

以上は保險の普通本體に屬す可き形式にして近時諸般の學術隆盛となり保險の本體的活動の便利便益必要等の爲め保險本體以外の諸般の補助的學術の隆盛を來たし保險の庭園に爛漫たる多數の花朶を看るに至れり從て其形式は複雑煩多となり其攻究は諸般の學科に關連せり吾輩は這の補助的學術の一切を總稱して保險の技術と云はんと欲す而して保險技術及び之れに由りて生ずる

保險の形式は吾輩之を次編に於て詳述せんと欲す

第一節 同危險團體の形式即ち保險の組織

保險が其目的を達するに本質上第一の要は同危險の團體を作くるに在り這の團體は本質上保險の主體たり然れども現今保險主體は種々なる形式を取り往這の形式の内に同危險團體の觀念を深く埋包せる者あり

同危險團體を構成する事由の主たるもの左の二箇なり

甲 法令に由る(官設保險)

乙 法令に由らずして民衆の自由意思に由れるもの(私設保險)

第一款 官設保險

國家及び市町村等の自治體は法令に依り某危險に對し其全領土又は其一部分の爲めに一箇若しくは多數の保險局を設置し自ら其事務を取扱ふ而して該危險の爲めに危險を有する者又は特定の地方若しくは特種の階級にある者該危險を有する地方若しくは社會階級が之れに加入するを強制するものと又之を自由に任かすものとあり

或は特種の危険を有する者を強制し自ら集まりて保険所を設立し其れに關する一切の事務を取扱はしむる者もあり
 或は國家若しくは自治躰が自ら某危険に對する保険局を設置し而して其種の危険を有する者が保険に加入するや否やは全く之を自由に放任す然かれども保険に加入する者は必ず這の官設の保険局に入ることを要すとせり(即ち間接の強制又は保険特許權を有す)
 或は法令は單に某種の危険を有する者に保険加入を強制し何れの保険團躰に加入する可きかは全く自由とせる者もあり
 之を要するに同危険を有する者が團躰を構成するは全く法令の結果にして而して同危険を有する總ての者を強制的に加入せしむるものと然らざるものとあり又た團躰構成及び損害分配其他之に關する一切の事務を其團躰に任かすあり或は國家若しくは自治躰が自ら相當の機關に依りて之を取扱ふもあり或は此機關と團躰との共働を以て之を爲すもあり
 而して這の團躰は大略左の三種の形態をなす

甲 組合的團躰

乙 之を法人となすもの

丙 國家若しくは自治躰の事業換言すれば同危険團躰を召集し損害分配其他一切の行爲をなす主躰は國家若しくは自治躰なり

保險の加入すること其他一切は此種の保險にては特別の法令にして規定されること通例なり

保險を強制するものにては法令の規定の結果直に某危険を有する者は這の團躰に加入す而して其權利義務は全く其法令中に規定さるゝなり

保險加入を自由とする者にては法令の結果直接に保險に加入せるものとならざれども其加入其他加入者の權利義務は皆な法令中の規定に因る

損害填補の實は同危険團躰員の分擔に在れども形式上其責に任ずる者は上記の團躰の三種形態に於て組合共同の負擔法人又は國家及び自治躰なり

第二款 私設保險

私設保險は法令の結果設立さるゝ者に非ずして其設立全く民衆の自由意思に

基く者なり其設立動機に依りて之を二種に分つ

第一 營利を目的とせるもの

第二 營利を目的とせざるもの

營利を目的とせる私設保險は營業者が同危険の團躰を集成し損害分配其他之れに必要な一切の行爲をなすを以て其營業の目的とせるものなり例へば保險株式會社或は英國に於て往々個人が營む保險の如し

營利を目的とせざる私設保險は同危険を有する者が單に損害を除去せんが爲めに互に集まり團躰を形成し損害分配其他之れに必要な一切の行爲は其團躰が之を爲すものなり例へば相互保險の如し

第一 營利的保險

營利的保險は保險事業の原始を爲せるものにして現今亦た文明諸國に於て最も盛んに行はるゝものなり之に關して習慣法の發生せる者已に多く又た國家の制定せる成文法も亦た少なからず營利的保險の發現の形式は保險法中最も嚴明なる規定の下に現存するに至れり

營利的保險にては保險の目的たる經濟的損害の填補を希望する者(即ち危険を有する者)の外に這の目的を達せしむるを以て營業の目的とせる營業者の存在を必要とす何人が這の營業を爲し得るか諸國の規定せるところ一ならず或は法律上保險營業の主躰を限定する者あり或は法律に禁止さるゝ特殊の者の外何人にてても之を營業し得とする者あり我國の保險業法にては保險を營業とする營利會社を株式會社に限れり

保險營業者は先づ必要の資本を備へ危険を有する者にして保險を希望する者の爲めに其希望を達せしむる爲め同危険を有する者を勧誘し之れを集合し損害分配其他之れに必要な一切の行爲を爲し其間に利を占めんと欲するなり

保險營業者は通常保險料を前拂はしめ損害發生の時は自ら損害填補の責に任ず前拂したる保險料若し損害填補に不足せば營業者は自己の餘産より之を補充し又た剩餘を生ずれば之れを以て營業者の利潤とするなり

營利的保險に現はるゝ諸種の形式及び名稱を列記すれば左の如し

第一 營利的保險に在りても損害填補の實は同危険團躰員の分擔に在りとい

保險者

被保險者

保險金受取人

へども形式上契約に因り損害填補の責に任ずる者は保險營業者にして之を保險者と稱す

第二 危難たる事故の客體に人と物(有形又は無形)とあり其容體人なる場合には其人を被保險者と稱し其人の上に働く危難に因る損害の填補を受くる者は之を保險金受取人と云ふ而して被保險者と保險金受取人とは同一なることあり同一ならざることあり

死亡保險にては被保險者の死亡を以て危難とせる故に損害發生の後保險金受取人は通常被保險者と同一ならず而して此場合には危険を有する者若くは被保險利益を有する者は被保險者に非らずして保險金受取人なり

危難の客體が物なる場合には此物は我商法にて保險の目的と云へり但し此時は物は有形ならざる可からず而して其物の上に働らく危難に因り生ずる經濟的損害の填補を受くる者即ち被保險利益を有する者は之を被保險者と云ふ

保險契約者

第三 被保險者又は保險金受取人が同危険の團體に入り損害填補の利益を享くるは法律上保險契約に因る保險契約を保險者と締結する者は之を保險契約者と云ふ

保險契約は双務契約にして保險者は之に由りて主として損害填補の義務を負ひ又た保險契約者は之に由りて主として保險料支拂の義務を負ふ

保險契約者は被保險者又は保險金受取人と同一なることあり或は被保險者又は保險金受取人の爲めに保險契約を締結する第三者なることあり

之を要するに保險形式右の如く複雑せりといへども其損害填補の本質的主體たる同危険の團體の觀念は其組織内に伏在せること歴然として之を看るを得べし

第二 非營利的保險

營利を目的とせざる私設保險は相互保險にして同危険を有する者が保險の利

益を享けん爲めに自ら互に團躰(即ち同危険の團躰)を形成し損害分配其他之に必要なる一切の行爲を此團躰にて爲すものなり
 この團躰は法律上の性質は諸國に於て一ならず我國にては之を營利を目的とせざる社團法人と看做せり
 保險希望者が相互保險に依り其希望を達するには先づ相互會社を設立して其社員とならざる可からず相互會社の設立方法は商事會社の其れに酷似せる者にして我保險業法第三章第一節は其詳細を規定せり又た保險相互會社已に成立せる後之に依つて保險の利益を享けんと欲する者は相互保險契約に由りて其社員となるなり
 相互保險に於ては保險相互會社は即ち同危険の團躰にして損害填補は勿より團躰員の分擔に在りといへとも形式上契約に因りて直接に損害填補の責に任する者は相互會社たる法人なり之を保險者と云ふ
 被保險者及び保險金受取人に就きて曩に營利的保險に於て述べたる義解は之を相互保險に於て準用する難きことにあらざれば茲に之を省く

保險相互會社と相互保險契約を締結する者は之を保險契約者と云ふ保險契約者は内に入て相互會社の社員たり外に在て相互保險契約に於て相互會社の相手方たり而して保險契約者は被保險者又は保險金受取人と同一なることあり或は被保險者(又は保險金受取人)の爲めに社員となれる者あり
 相互保險契約は保險者と保險契約者との間に締結さるゝ双務契約にして之れに因りて保險者の主たる義務は被保險者(又は保險金受取人)に危難發生の時損害填補を爲すに在り又た保險契約者は主として保險料支拂の義務を負ふ而して又た社員としては定款に由り會社の債務に關し責任を負ふことあり(保險業法第三十七條)
 保險相互會社にて保險料は營利保險會社に於けるか如く一定の保險料の前拂なり相互會社か之を以て其債務を辨するに當り若し不足すれば如何之れ固より會社の定款中の規定に依り其方法異なる可し我保險業法は第三十七條に於て三種の方法を列記せり

第一、社員の全員か無限の責任を負ふもの

第二、社員全員が保険料を限度として責任を負ふもの

第三、社員全員が保険料の外一定の金額を限度として責任を負ふもの
保険相互會社は其定款中に此内何れかを規定し得るなり

又た保険相互會社が總ての債務を辨済したる後剩餘金の處分は勿より定款に
遵ふ可きも若し定款中之に關する規定なき時は之を社員に分配するなり

第三款 保險諸組織の優劣

保險組織の大綱に就き吾輩は本節に於て其大體を説述したり今其組織の種類
に關し重なる區別を列記すれば

第一 國家が保險を強制するものと全く之を自由に任ずるもの

第二 官設に係るものと私設に係るもの

第三 營利を目的とするものと然らざるもの

此等の組織は何れも其長處及短處を併有せり吾輩は本款に於て此等の諸組織
に就き其互に優劣せる點を概説せんと欲す

第一 強制なる保險と自由なる保險

保險を自由とせば危險の大なる者のみ來りて保險に加入するの傾向あり此際
某種の危險を有する多數を強制するは保險遂行に便益あり

某危難より生ずる損害は時として國家は之を不問に附し能はざるものあり或
は其損害時としては國家の目的に障害を與ふることあり然かも其危險を有す
る者は無智無謀又は普通保險の利益を享くる機會少なき事あり此時國家は此
種の人民を強制して保險をなさしむるは國家自衛上極めて必要なり強制保險
の起る多數は這の種の場合なり成る可く多數の無智なる民衆を保險の恩恵に
浴せしむるは強制主義なり

或る種の危難より生ずる損害は往々害毒を社會に流すこと少なからざれども
其保險術未だ分明ならざる者あり此時は國家成る可く多數の同種なる危險を
有する民衆を強制し保險の團躰を作ること蓋し益なしとせず

然かれとも強制保險は通常強制の結果保險技術上加入を許し能はざる程度
の大危險をも保險に加入せしむること多きを以て往々保險の純理より離れて保
護又は救助の主義に近づくこと少なしとせず

強制的保險の
不利

保険は同危険團員が衡平の分擔に由り相互間の損害填補を目的とするものにして絶對的に保護又は救助或る人か或る犠牲をなすに非らず保險の社會政策としては兎も角純粹の保險事業を公行するには保險に加入すること又た之を許否すること全く之を當事者に一任するを正當とす

第二 官設保險と私設保險

一切の事業の官設及び私設に關する爭議は亦た保險の場合に之を適用し得へし吾輩は茲には特に保險に關する者のみを考究せんと欲す
 官設論者の主張するところにして有力なる者は左の如し
 信用及誠實は殊に保險遂行に必要なものなり國家又は自治體は這の信用及誠實の最確の源淵なれば官設保險は保險の目的を達するに最便なり
 官設保險にして強制的なるもの又は特許權を有するものは競争なきを以て其運轉に無理なく總ての被保險者に正當なる取扱を供することを得而して私設保險より遙かに良好にして適切の實驗材料を蒐集し損害の根源を追究し之れに應ずる適切の法令を布し危難を少くし以て保險料を廉にするの途を供す

保險官設論

保險民設論

官設保險は他の行政機關と連脈を通し之れか運轉に大なる便益を有し従て保險料を廉にす例へは收稅吏をして保險料を適期に徵集せしむるか如き又た危難發生の時に其地方の機關を役し充分に其真相を窮め直正の保險金を決定するを得るか如し此他行政の統一せること遙かに私設保險の事業亂雜より保險料を安價にす可しと云ふ

保險の官設に反對し民設を主張する者の説くところ多くは一般官設事業の弊害又は一般民設事業の利益の原則に基くものにして自由經濟の經濟的進歩に資する所多きこと官吏の無能なること官吏の官衙的にして形式に拘泥し不親切なること多く且つ改良革進の鈍きこと民設保險は競争の爲め事親切を尙し無用の費を省き保險料を廉にすること等なり

保險の官設事業として加入の強制なく特許權をも有せず私設保險と競争の置位に在るものに就きては競争の爲めに私設保險か有する優點と官設事業として確實なる點を併有する者なりと説くものあり

右の事業に反對する者は云はく這の事業方法の通常採れる方針にては保險申

込者に對し極めて少なき例外の外申込者の加入を許すの義務あることとなれり之れか爲め往々保險技術上許す可からざる者をも加入するの弊に陥れり尙ほ這の方法は官設及び民設保險の弊を併有せる場合往々にして少なからず

第三 相互保險と營利的保險

相互保險説

營利的保險を難し相互保險を是とする者の論にいはく相互保險は保險の眞正なる本體に適合す同危險を有する者か各自の爲めに團結し其團體は其等の者の爲めに活動し營利の目的を包藏するか如き者の爲めには非らざるなり想ふに危險を有せずして保險を營利の目的とせる者の如きか這の團體に關與するは單に害ありて益なきのみ尙ほ他人の損害を填補するなぞを以て營利の目的とするは倫理的視點より排斥す可き者なり

且つ營利の目的の混入は保險料を不廉ならしめ保險の福音を阻害する者なり而して營業者と保險を希望する者との間の衝突は理論上決して調和す可からざるなり

營利的保險説

營利的保險を主張する者はいはく保險營業者は商人として競争の爲め機敏に

活動せざる可からざる者なり這の機敏なる活動は常に被保險者を益すること蓋し小にあらざるなり而して營利の爲めに保險料を高價にするとの事は實際之れなきなり何となれば競争上高價なる保險料は不利なれば其結果として保險料は通して平準すへければなり

營利的保險にては相互保險に往々起り得る保險料不足を後に至り拂ひ足すか如きことは決してなく其の代はり營業者か全く此の責任を負ふなり營利的保險にて這の保險料の一定せること後に至りて不可測の不足料を徵集さるゝ憂ひなきこと之に對しては全く營業者の責任なることは歐米諸國にて常に被保險者か相互保險より營利的保險を愛する一大原因となれり

第二節 保險媒介の形式

保險本質の第一要素たる同危險團體か現今實現せる形式は吾輩之を前節に於て畧説したり而して保險事業競争及び保險技術の基礎たる大數法則(此意義は後編に之を詳説す可し)に因り這の團體に成る可く多數の者を加入せしめん爲めに又は無智の民に保險の利益を吹鼓せん爲めに保險の媒介者は近時各國に

於て盛に行はれ又た保險業の爲めに必須の者となれり
茲に保險の媒介といへるは保險行爲の媒介のみならず保險契約か全く完了するに至るまで保險申込者と保險者の間に在つて爲す一切の行爲を併せ稱するものにして主として左の二つより成る

甲 保險行爲の媒介

乙 保險行爲に於ける代理行爲

甲は保險申込者を保險者に照會し保險行爲をなすに有要なる準備を供するものにして乙は通常保險者の名に於て保險申込者と保險契約を締結するの行爲なり

現今發現せる保險媒介者の形式には大畧左の如き區別あり

第一 保險者の使用人にして媒介を爲すもの

第二 保險者の使用人に非らずして媒介を爲すもの

第一保險者の使用人にして保險の媒介を爲す者は所謂保險募集人にして通常

保險者より一定の俸級を受くる使用人なり其媒介行爲の種類は會社に依りて

保險募集人

一定せず或は總て保險行爲の媒介及び保險行爲に於ける代理を爲すものあり或は單に保險行爲の媒介のみを爲すものあり或は普通保險契約(特別危険なきもの)にては保險行爲の媒介及び保險行爲に於ける代理を爲せとも特別危険の存せる保險契約にては單に保險行爲の媒介のみを爲すとせる會社亦た少なからず

第二保險者の使用人に非らずして保險の媒介を爲す者は先づ之を大別して二種とす

甲 一定の保險者の爲めに保險媒介を爲すもの

乙 一定せざる保險者の爲めに保險媒介を爲すもの

甲 一定の保險者の爲めに保險媒介を爲す者に二種の細別あり

イ 單に保險行爲の媒介のみを爲す者例へは某保險會社申込所又は取次所の如し

ロ 保險行爲の媒介並ひに保險行爲に於ける代理を爲す者例へは保險會社の代理店の媒介行爲の種類は會社に依り一定せず或は單に保險行

爲の媒介のみを爲すものあり或は普通契約にては兩種の行爲を爲せとも特別契約にては單に保險行爲の媒介のみを爲すものあり

乙 保險者を一定せずして保險媒介を爲す者は即ち保險仲立人なり保險仲立人は一定の保險者の爲めに營業するにあらずして保險申込者の委託を受け之を某保險者に照會し保險申込者と保險者との間に介在して單に保險行爲の媒介を爲すに止まるを原則とせり

第三節 損害分配の形式

保險の目的は經濟的損害の填補に在り而して這の填補は之を同危険團體員に分配し各員の之を分擔す可きは保險の本質なり各員の分擔は之を保險料と稱す保險料は又た損害填補の分擔の外營業費又た營利的保險にては利潤をも包含せると普通なり損害填補は往々金錢以外火災保險にて家屋の再築修繕なることあれとも最多數は金錢給與なり從て保險料は通常金額なり之れか衡平なる金額及び其計算は吾輩之を保險の技術編に於て解説す可し
損害填補を爲すの資は直接に保險料のみならず往々諸般の準備金營利保險に

ては營業者の資産又は所謂再保險にて之を完済するなり

第一款 保險料

保險料は之を分ちて左の二種とす

甲 純保險料

乙 營業保險料

單に經濟的損害填補の分擔たる保險料は之を純保險料と云ひ其損害填補の外尙ほ營業費又た營利保險に於て營業者の利潤をも包含せる保險料は之を營業保險料と云ひ而して營業保險料と純保險料との差額は之を附加保險料と稱す保險契約者の通常支拂ふ可き者は營業保險料なりとす
保險料拂込の方法に左の三種の區別あり

第一 一定の期間(事業年度或は計算年度)内に於ける總損害填補額營業費又は營業者の利潤(營利保險にて)等を合算し其期間後之を同危険團體員に分擔せしむるの方法

此方法は現今尙ほ之を見る少なからずといへとも主として保險幼稚

なる時代に於て用ひられしものなり

保險技術の漸次發達するに従ひ次の第二法現はる

第二

將來の損害填補額營業費又は營業者の利潤(營利保險にて)等を豫め概算し之に應ず可き保險料を豫定し之を前拂はしむるの法

此方法に依れる保險料は單に豫想せる損害填補額其他の費に充つるものなれとも保險技術の進歩に伴ひ尙ほ這の保險料の合有せる分子中に此豫想より生ずる違算に對する準備をも加算せんとするに至り則ち左の第三法を生ず

第三

保險料の豫算には將來の損害填補營業費營業者の利潤(營利保險にて)等の他豫想以外要することある可き費に對する準備金を集成するの資を加算するの法

損害填補には收入せる保險料の外(第一法は暫く之を取り除く)相當の準備金もあれとも此等にして若し不足せば之れか補充の途に就ては吾輩已に諸處に於て之を述べたるか要するに相互保險と營利保險とに依りて區別あり相互保險

にては這の補充は全然同危險團體員の分擔に在るを本則とすれとも現今我國の相互會社は其定款中に左の三種の内を撰定し得

一 社員全員が無限の責任を負ふもの

二 社員全員が保險料を限度として責任を負ふもの

三 社員全員が保險料の外一定の金額を限度として責任を負ふもの
營利的保險にては這の不足額は全然營業者の資産より之を補充す可きものなり現今我國にて此種の保險を營む營業者は單に株式會社なれば其資産は諸般の準備金の外主として株金なり

收入せる保險料が損害填補營業費營業者の利潤準備金集成の資其他必要の費を辨し尙ほ剩餘を生ずれば相互保險にては同危險團體員に之を分配するを原則とす(若し定款中に別段の規定あれば之に従ふは勿論なり)營利的保險にては勿より營業者の利得に歸す可き者なれとも種々の理由に因り之を保險契約者に分與する事稀れならず

保險料を定むるは保險技術の最要なる部分にして吾輩は之を保險技術論に譲

る要するに保険の幼稚なる時代にては保険料は何人にも同一なりし次に單に
 保險金額に比例して變動するの時代來り保險技術の進歩と共に損害發生の原
 因の研究となり損害發生の難易に依り保險料を種々變動するに至れり

第三款 準備金及びひ資本金

損害填補の分擔は即ち保險料に在りといへとも豫定せる保險料を前取りせる
 保險にて收入せる保險料のみにて不足を告ぐる事なしとす可らす此不足を補
 充する爲め保險準備金を積立つること普通なり又た營利的保險にては營業者
 の資本は這の補充をなすの職を有す之れ吾輩か茲に特に準備金及びひ資本金を
 畧説せんと欲する所以なり

所謂準備金には種々の種類あり試みに之を列擧すれば

第一 責任準備金

保險期間を多數の部分に區分し而して各部分に對し一定同額の保險料を支拂
 ふこと稀れならず然るに各部分の危険は其程度何れも同じからす往々後に至
 るに従ひ増進することあり此時に於て保險料恒に同額なれば勢ひ小なる危険

保險料積立金

の部分に對する保險料より控除して大なる危険に對し之を積立てざる可から
 す此積立金を保險料積立金と稱す
 或る期間の爲めに保險料を先拂し其期間内或る時期に於て決算を爲す場合に
 は其未だ經過させる期間の危険に對しては已に拂込みたる保險料の相當なる
 部分を積立ざる可からす此積立金を稱して未經過保險料と云ふ

未經過保險料

保險料積立金及び未經過保險料は共に損害填補の際生することある不足を補
 充するの者に非らずして保險計算上必然的準備を要する者なり此二者の總和
 は通常之を責任準備金と云ふ

第二 法定準備金

損失の填補に備ふる爲め法律の命する準備金にして即ち商法第九十四條
 には株式會社は其資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金
 として其利益の二十分の一以上を積立つることを要すと規定せり又た保險業
 法第五十七條には相互會社は損失の填補に備ふる爲め每事業年度の剩餘金中
 より準備金を積立つることを要すと規定せり

第三 支拂準備金或は損害準備金と云ふ

我保險業法施行規則第十四條には左の金額を支拂準備金として積立つることを必要とせり

一 事業年度に於て保險金額又は拂戻金の支拂を爲す可き場合に於て未だ其支拂を爲さざるときは其金額

二 事業年度に於て生じたる事故の爲めに保險金額又は拂戻金の支拂を爲すべきことありと認むるときは其支拂を爲すに相當なる金額

此準備金は將來必ず起る可き損害填補に應ずるものなり其性質責任準備金に類似せるところあり

第四 危険準備金

損害填補の豫算は假定危険の上に成れるものにして此假定は往々除外例として適中せざることなしとせず這の不時の損害に應ずる準備金は吾輩之を危険準備金と稱す

吾輩か已に保險料に就て述へし如く最も發達せる保險料は其内に這の危険準

保險業者の資本

備金を集成する爲めの資をも含有せるなり之を以て斯かる保險料を徵集せる保險業者は此内より危険準備金を積立つ可きなり

危険準備金に關する技術的攻究は近時極めて進歩せしものにして吾輩は之を保險技術論中に説く可し

第五 其他の準備金

其他營業者の利益配當又は被保險者へ分配す可き利益を毎に均一ならしむる爲めに存在せる準備金又營業者の動産不動産の減價に對する準備金等あれども其額常に大ならず保險事業上大なる効果を呈せず

保險營業者の資本金は一般營業者の資本金に於けるか如く法律上經濟上の意義を有すること勿論なれども保險業の資本は特に他の事業の資本と異なり其特質を有す即ち危難の發生豫想外に在り損害填補額に不足を生ずることある場合に對する業務の擔保なり

保險業の資本は斯かる重要な職を有するを以て其利用方法に就き嚴格なる規定を有する國少なからず

第二款 再保險

損害分配は主として保険料諸般の準備金及び營業者の資産に依り完済さるゝこと多しといへとも時としては保險業者か損害填補の一部を契約上他人の責任とすることあり

保險業者か損害填補をなすことは或る意味に於て保險業者には危難にて損害を生ず而して這の損害を填補するを以て目的とせる保險は即ち之を再保險といふ

再保險にては以前の保險者之を第一保險者といふか被保險者となる之を第二被保險者と稱す

第二被保險者は通常第二保險契約者にして再保險者に豫定の保險料を支拂ふ義務あり而して第一保險者か負擔す可き損害發生するるとき再保險者は第一保險者即ち第二被保險者の爲めに約定の損害填補を爲すの責に任するなり
此の故に原保險が無効失効又は解除者のため成立せされは第一保險者の危険は消滅し従て再保險は存在を失ふ

再保險は之を原保險より觀れば單に損害分配の一形式なれとも再保險は其れ自身に於て獨立し保險の一種をなすものにして其性質他の種類と異ならず

第四節 保險の種類

保險の目的本質及び形式は吾輩之を概説せしか這の目的の爲めに這の本質を有し這の形式を發現せる諸般の保險の内には尙ほ千差万別の特別性情の存在せるあり這般の異同を解説し之に依りて保險を類別するは保險の普通本質を審にする爲め亦た欠く可からざることゝ屬す

保險分類の標準

保險を分類するの標準一にして足らず或は保險者の種類に依り保險を

甲 相互保險

乙 單面保險

の兩種に分つ甲は被保險者同時に又た保險者たりとの想見より出つ乙は營利的保險にて營利者たる者單に保險者たりとの考へより出つ
或は危難の客體か存在する場所に依り之を

甲 海上保險

乙 陸上保險

の兩種に分つ然れとも同一の客體にして海陸兩方に存在し得るの性質を有するもの少なからされは此區別は畢竟適切ならず

或は保險金支拂の方法に依りて之を

甲 資金保險

乙 年金保險

の兩類とす甲にては其保險金一時の資金にて支拂はれ乙にては多年に渡る年金にて支拂はる(金錢以外のものを供給する場合も其支拂時期一時なると多期に渡れるに依りて此標準を適用す)
或は保險金の性質に依りて

甲 損害保險

乙 定額保險

の二種に分つ甲種の保險にては實際發生せる損害額は之を精定し得べく而して保險金は全く此損害額に由りて定まるものにして損害填補は其真正の意義

に於て勵行さるゝなり之に反し乙種のものにては實際發生せる損害額の測定全く困難にして保險金額は實生の損害額に關係なく豫め確定さるゝものにして損害填補完全に行はれさるなり然れとも疾病保險又は怪我保險の如きは同一の保險種類にして時に依り定額保險として又た時に依り損害保險として結約さるゝことあり保險を區分するには此主義未だ充分完全なりと云ふを得ざるなり

保險の分類標準にして現今多數に採用さるゝものは危難の客體の種類に依り保險を分つものなり吾輩は此標準に依り保險を左の三種に大別す

第一 人保險

第二 物保險

第三 其他の保險

第一款 人保險

此種の保險にては危難の客體人なり之を時に稱して廣義の生命保險と云ふ危難たる事故は直接に被害者の身軀の上に働けることあり或は其働作の自由

に關係することあり今其危難の主なる種類に依り人保險を細別すれば左の如し

甲 死亡保險 死亡か生ずる經濟的損害の主なるものは(イ)直接なる結果

として財産消費即ち埋葬費 (ロ)營利的及び貯蓄的働きの終止 (ハ)収入の

絶止 (ニ)債權の結止又は債權を獲得することの不可能となれること、死亡

保險は即ち此等の損害に對する者なり尙之を保險存續の期間に依り

一 定期保險即ち一定の期間内に起ることある死亡に對するもの

二 終身保險即ち死亡保險の期間被保險者の終身なるもの

乙 生存保險 人類か或る年齢以上生存するとき往々經濟的損害の發す

る稀れならず即ち營利的能力の減少及び健康を保持する爲め又は其身

不自由なるため給仕に要する費用の増加等なり生存保險は即ち此等の損

害の除去又は輕減に在り

死亡保險及び生存保險を合併せる者之を混合保險又は養老保險と稱す

死亡生存養老の三保險は通常之を狹義の生命保險と稱す

丙 怪我保險

怪我は往々死亡を來たし又は健康を毀損す怪我保險は即ち之れより生ずる經濟的損害に對するものなり之れには主として左の三種あり

種あり

一 單に作業より生ずる怪我に對するもの

二 旅行中の怪我を保險するもの

三 一切の怪我を保險するもの

丁 疾病保險

此種の保險にては醫藥に關する一切の費用、疾病のため職務の報酬を失へるに對する扶助料、一定の期間内疾病恢復に要する費分、

費又は死亡の際埋葬料其他寡婦婦兒等の扶助料等を給す

戊 癱疾保險

精神又は身軀の變化より勞働又は勤勞の能力の減滅に對するものなり

己 公けなる義務の結果財産の損害を生ずることあり例へば徴兵の如き陪

審官證人名譽職の如き往々國民の義務として報酬なきこと少なからず這

の損害に對する保險亦た稀れならず徴兵保險陪審官保險等の如し

第二款 物保險

茲に物といふは有軀物にして此種の保險にては危難の容軀有體物なり尙ほ之を細別すれば

- 甲 運送保險 之れは海陸總て運送より生ずる損害に對す之を細別して
 - 一、海上保險 之れに船軀を保險すると積荷を保險するとあり
 - 二、陸上保險 之れに湖川運送保險と地上運送保險あり
- 乙 火災保險 之れに不動産保險と動産保險の別あり
- 丙 雹災保險 之れは降雹の爲めに田畠の作物に於ける損害を保險するなり
- 丁 家畜保險 家畜か獸疫獸疾又は怪我の爲め斃死又は之を強制的撲殺に由り或は家畜の價額減少の爲め生ずる損害を保險するなり
- 戊 「ガラス」保險 窓「ガラス」戸又は玻璃鏡の破損より生ずる損害を保險するなり
- 己 水道保險 水道保險のため敷物壁床空倉等に於ける損害を保險する

なり

- 庚 自轉車保險
- 辛 盜難保險
- 壬 保證保險 主として使用人の費消又は拐帶等に因れる損害を保險するなり

第三款 其他の保險

危難の客軀か人又は有形物ならざる保險の種類亦た少なからず殊に近時の創生に係る保險種類に多し吾輩は茲に此等の種類を一拉し左に其重なるものを掲ぐ

- 第一、危難か直接に被保險者の債權の上に働らくもの
 - 甲 抵當保險 抵當物競賣の際其價額債權額に不足することあるより生ずる損害に對するもの
 - 乙 信用保險 主として商業上債務不履行の爲め債權者か直接に負ふ損害に對するもの

- 丙 證券保險 有價證券か抽籤に依り償却さるゝとき償却額か時價より少なるとき生ずる損害に對する保險なり
- 丁 失職保險 職業を失ひし爲め生ずる損害に對する保險なり
- 第二、被保險者以外の者に直接の危難たる事故か法律上或は契約上の義務又は責任の結果被保險者に損害を生ずるもの
 - 甲 責任保險 工場労働者か作業上受けたる或る種の損害は法令の結果備主か之を填補すべき時爲めに備主か受く可き損害又は監督懈怠或は過失等に因り小兒飼犬等か他人に加へたる損害は之を法律上監督者か賠償す可き義務あるとき賠償者か爲めに受くる損害等に對する保險なり
 - 乙 再保險 保險契約に因りて保險金支拂の爲め保險者の受くる損害に對する保險なり

第三編 保險技術論

序 論

第一 技術の意義

茲に技術とは英語の Technic 獨語の Technik 又は佛語の Technique に該當するものにして此等英獨佛の諸語は皆な希臘語 Techné (英語 art の義) より轉化せしものなりと云ふ

洋語「テクニク」の字義を尋ねるに「ブロックハウス」會話字典中に云はく「テクニク」は其始め美術に於ける術 (Art) と同義なりき元來眞正の美術的製作は或る美はしき理想を前提とし這の理想を完全に發現するは全く完全なる「テクニク」に依るとなせり上古及ひ中古に於て這の術と工藝とか相接近せしに由り「テクニク」なる語は又た工藝界に擴かり新たなる模型又は新形の發明と之を完成することの間に位する工藝の部分を顯はすに用ひられたり即ち其處に

「テクニク」は完成及び使用されたる補助の工藝的設備の一切を意味せるなり
 「ヘルマン」サックス「ワグネル」等の經濟學者は何れも其著書の内に技術を論じて
 「人類の經濟には技術的活動と經濟的活動の二種存在す」といへり而して技術的
 活動は人類の欲望を満足するに適當なる場處に於て適當なる質及び量を以て
 經濟的貨物を取得使用す又た經濟的活動は成る可く最少の犠牲を以て最大の
 効果を收むる經濟主義に遵ひ經濟的貨物を取得使用すと説けり（ワグネル「經
 濟原論第一第一卷三百五十頁」）
 千九百一年「ドレスデン」に於ける「ゲー」紀念の爲め開きたる講談會記事第七卷
 第二冊には「ゾムバルト」が「技術及び經濟」と題せる講演を載したり「ゾムバルト」が
 技術に就き説くところ明漸なるを以て吾輩は其所説に従ひ技術に關する大樣
 を論述す可し
 技術なる概念は其包むところ極めて廣くして「某効果を便利に收むる爲めに用
 ひらるゝ總ての知識及び之を完成するに要する一切を云ふ例へは一個の机を

製造するに最初設計見積をなし而して後之を完成す吾輩が技術といふは這の
 設計見積に非らずして之を完成するに要する一切を云ふ
 此故に技術には常に前提あり机製造に於ける設計見積は即ち前提なり技術は
 常に之に關與す而して這の前提には諸種の種類を想像し得へし或は星辰を
 觀測するを前提として之を達する複雑の觀測技術あり或は火災を防禦する爲
 め消防技術もあり
 經濟的貨物を用ひ人類の欲望を達するは經濟的生活に於ける現象なり這の生
 活に於ける諸般の目的を前提とせる技術は吾輩特に之を經濟技術と稱す家屋
 を建設し衣服を調製し食物を料理する等に用ひらるゝ諸般の知識及び學術又
 は之を完成するに要する一切は皆な經濟技術なり而して經濟的生活に於ける
 這の技術的活動は往々經濟主義最少の犠牲を以て最大の効果を收むるを忘れ單
 に知識又は學術等の力に依りて直進するの傾向あり巧麗なる家屋又美はしき
 衣服等も人類欲望の満足に最新の學術を應用すれとも往々經濟主義に背馳す
 ること少なからず之れ「ワグネル」等の論述せし經濟に於ける經濟的方面と技術

的方面との二種なる方面なり

第二 保險技術

保險技術なる辭は西洋にて其行はるゝに至りしこと餘まり古からず我日本にても近來往々保險技術なる辭を見るに至れり

吾輩は前編に於て保險の普通本體を論し保險の目的とする所は經濟的損害の填補に在り即ち經濟的生活に於ける一個の欲望なり而して保險の本質は「同危険の團體」及び「損害分配」に在ることを論述せり

保險技術は即ち這の本質に依り這の目的を便利に達する總ての知識及び之を完成するに要する一切を指せしものにして一種の經濟技術なり

此故に保險技術には數學統計學醫學工學農學經濟學法律學等其他種々なる知識が含有さるゝなる可し吾輩は此等の總ての技術を茲に説述するは困難にして而かも益少なしと信するを以て單に保險技術として最も重要なる者のみを茲には説かむ

保險の幼稚なりし時代にては保險技術に就き特に論するに足る可きもの少な

かりしか保險事業が營業の目的となり保險料を豫め一定し之を前拂ひをなすことか保險事業の重要なる部分となるに迫りて保險者の擔保する危険を豫め定むること及び之れに應じて保險料其他準備金等の豫定は保險事業に於て必須の技術となれり

吾輩が本編に於て特に説述せんと欲する保險技術は左の二種なり

第一 危険豫定の技術

第二 損害分配の技術

なり尚ほ此他實生せる損害を鑑定するの技術保險業務執行に關し多數の技術ある可し「ブローマー」著「保險本質 (Brämer: Versicherungswesen)」を参照す可し

第一章 危険豫定の技術

序 論

吾輩は前編に於て危険を定義して危難の偶然的發生の可能とし尚ほ這の可能には種々の程度あることを説述せり即ち老弱の人には強壯の人より死亡の危

危險豫定の
必要

難の發生する可能多く又た堅固の家屋は薄弱の家屋より火事に遭遇すること多し而して危難發生せば保險者は之れか損害を填補せざる可からざるなり保險營業が次第に隆盛となるや損害分配の形式は益々輕便となり保險料は豫め一定され其以後如何なる損害あるも保險者は盡く之を填補せざる可からざるに至りて保險者は將來自己の負擔を豫め精算し之に應し適當の保險料を徴せざる可からざることゝなれり

右の爲めには保險者は先づ以て危難の客體の性質用法又た危難の性質其他周圍の狀況原因等に鑑み該危難の偶然的發生の程度即ち危險を豫定せざる可からず例へば海上保險の申込を受けたる船舶は將來の航海に於て海難に遭遇することの程度或は死亡保險を申込み人の死亡するの程度等を豫定すること必須の事となれり之を略言すれば特定危難か特定の狀況の下に特定の客體の上に働らくの可能或は確らしさを測定するの問題なり之れ十七世紀の中葉始めて佛蘭西にて「フェルマー」「パスカル」の二大數學者に依り研究されし「確らしさ」論の攻究せる所なり

乃ち確らしさ論は危險豫定の技術に重要な補助を供するものなり吾輩は此故に先づ確らしさ論に就き其大要を論述し後之れか應用に論及せんと欲す

第一節 確らしさ論

緒論

人類の知識が完全となり人類が總てを識れば不確なること皆無となり森羅万象古今未來の別なく一切のこと全く明瞭となり所謂偶然なることは全く跡を絶つに至る可し昨日天の一方に起りし變化も明日雨ふることも十年の後或る人か生存す可きや否やも全く明白に之を斷定し得可きなり

然れども人類の認識は完全ならず人類の知識は普ねからず不明不確不可識なること恒に少なからず所謂偶然なることは畢竟人類の不知に由來するものにして双六の賽の目も米の相場も其原因を知悉せば之を豫言すること決して困難には非らざるなり

人類は某觀念と某觀念とを連結して判斷を爲し「甲は乙なり」或は「丙は丁ならず」

といふ命題を作くるなり此際甲か乙なる所以又た丙か丁ならざる理由か充分なれば通常單に「甲は乙なり或は丙は丁ならず」と云ふ然れとも之れに關する知識完全ならず這の理由充分に明白ならされは「甲は恐らく乙なり」「甲は幾んど乙なり」又た「丙は丁ならざることあらむ」と云ふ例へは「明日は恐らく雨ふる」「此人は來年の始め生存し居らぬだらふ」と云ふか如し

元來「明日雨ふること」又たは「此人が來年の始め生存せざること」は其れ自らに於ては全く確定的にして「明日に至れば雨ふるか或はふらざるかなり又た來年の始めに至れば此人は生存せざるか或は然らざるかなり」万能の者には這般の凡ゆる原因は明白にして「明日雨ふらず」又たは「此人は來年の始め尙ほ生存す」と云ふ實現か已に知れ居るなり唯た之を判斷する人か之を知れることの充分なるや否やに依り即ち其知識狀態と此等の事件との關係に因り「明日恐らくは雨ふる」又たは「此人は來年の始め生存し居らすと思ふ」と云ふなり

此に由て之を見れば甲か乙なる所以の理由又た甲か乙ならざる所以の理由に就き人は自己か識れる程度を比較し甲か乙なることは或は確かなり或は確か

らしい或は確かならずと云ふ即ち甲は乙なりといふことに就き確らしさの觀念は畢竟這の甲か乙なる所以の理由を識れる程度なり「みる論理學第三卷第十七及び第十八章參照」

例へは「明日雨ふると云ふことは余の如き經驗なき者及び氣象學を知らざる者は單に空の模様等の理由に由り之を考へ或は明日は雨ふらざるかと推し「明日雨ふる」といふことは余は左程之を確かなることと思はざるも余か若し忽ち氣象學を修め明日雨ふる可きの理由を知るに至れば明日雨ふることは余には大に確かとなれるなり

此故に確らしさの觀念は元來主觀的なり甲か乙なる所以の理由に就き余か識れる程度は他人の有せる程度と同一ならざることある可し即ち同一の事物に就き余の有する確らしさと他人の有するものと同じからざることあるなり然かれとも人類の經驗次第に増進し多數の科學此間に發生し且つ知識を互通するの器備はり人類の知識共通に傾くに至り何人も疑はずして其確かなるを信するか如き判斷も亦た少なからず尙ほ甲は乙なりといふことか甲か乙な

らすといふより確かなりと云ふが如き或は甲は乙なりか丙は丁ならずより確かなりと云ふか如きも在來の經驗上又は科學的客觀的に之を證明し得る場合亦た稀ならず例へば人間は死す可きものなりと云ふか如きは何人も經驗上之を疑はざる可し水は酸素と水素の化合より成ると云ふことも化學上確かなることなり然かれとも二と三を加ふれば五となると云ふか如きは前二例に比し尙ほ確かなりと何人も之を信す可し

人類の認識は往々互に異同あり或者は之を眞なりとし他人は之を偽とする可しと少なからず某事物に關する知識は人に依り種々不同ありといへとも尙ほ之れに關する科學は成立し或る程度までは人類の經驗其他より推論して動かす可からずとして何人も眞なりとする部分は存在するなり

吾輩が茲に論ずる確らしさも這の意義に於て客觀的となる即ち甲か乙なる所以に就き人類の經驗又は科學等より觀たる其理由の程度を以て甲か乙なることの確らしさと云はんとす此故に明日雨ふることの確らしさと云へば吾人の經驗及び氣象學等より論考して明日雨ふる可き理由の程度の謂ひにして這の

確らしさ論

理由の多少に依り明日雨ふることが確かなり或は確らしい或は確かならずと云ふなり

所謂確らしさ論は這の確らしさを測定し其結果を數にて顯はし而して此數に關する攻究を以て確らしさに關する知識を増加せんとするなり

確らしさは一種の程度にて之れに種々の階級あることを考へ得例へば某判斷Eに對し百年前は之れに關する知識充分ならずしてEが眞なることの理由は少くEの眞なる確らしさは少かりしか次第に客觀的理理由増加するに従ひ這の確らしは増す而して今日は全くEが眞なること確かなることもあるなり之に反し百年前は甲か乙なる理由の客觀的知識充分多く甲か乙なることの確らしさは充分大なりしか次第に人智進むに従ひ甲か乙なるの理由は減少し甲か乙ならざるの理由増加して甲か乙なることの確らしさは次第に減少するともあらむ

斯かる確らしさを測定し彼此の確らしさを互に比較するには如何なる標準を以て之を爲す可きや今左に測定の一例を示さむ

茲に一桶あり此内に水を盛れり今此水か其桶を充たせる程度に就きて考ふるに通常半分充たせり或は充滿せり或は四分の一充たせりと云ふ桶の内容一斗あれば五升の水は半分其桶を充たし又た二斗の桶にては同じ五升の水は四分の一を充たすなり又た五升の桶にては此水は充滿するなり之を略言すれば其桶を充滿す可き水の量と實際充たせる水の量との比を以て其桶を實際充たせる程度を測定するなり

確らしさを測定する亦上記の主義に依る即ち甲か乙なることの確らしさには甲か乙なるの理由に某しの程度ある可し甲か乙なることか確かとなるにはこの理由は一定の程度を取得せざる可からず實際甲か乙なる理由の程度と甲か乙なることか確かとなる時の理由の程度とを比較して確らしさを測定するなり此故に甲か乙なることの確らしさかきなりとは甲か乙なることの理由の實際の程度は甲か乙なることか確かとなれる時の程度の半分なりとの謂ひなり理由の兩箇の程度を比較するには如何なる方法を探れるか確らしさ計算論は通常左の如き假定の上に成立せるなり

吾輩は先つ双六の賽の例を探らん賽を振りて現はれ出づる目か偶數なるやを考ふるに

先つ賽を振りて現はれ得可き場合は賽の六面の内一つなり即ち現はれ得可き場合は六箇あり

通常賽の六面には「一」より「六」に至る六箇の目を記せり此六箇の目の内にて「二」「四」「六」か現はれ來たれば即ち現はれ出づる目か偶數なるなり

若し六面の何れにも偶數の目か記しありとすれば賽を振りて現はれ出づる總ての目は偶數なれば現はれ出づる目か偶數なりと云ふことは確かとなる然し實際にては唯た三面に偶數の目在るのみ

這の六と三との比即ち $\frac{3}{6}$ 或は $\frac{1}{2}$ を確らしさ計算論にて賽を振りて偶數の目か現はれ來たる確らしさと稱す

茲に必要な假定は賽の形は正方六面體にて其物理的性質は全く均齊なり故に此賽を全く無心に振れば六面の内何れの一つか現はれ來ることは吾人の客觀的知識に因て同一に可能的なるなり

上記の結果を概言すれば左の如し
 某判断の眞否甲は乙なりや否やを考ふるに、 n 箇の場合を想像し得、 n 箇の場合の一つは必ず存在し得然かとも二つ以上は共に存在し能はず而して何れの場合が存在するも吾人の客観的知識の結果同一に可能的なり又た n 箇の内 m 箇の場合の内一つが存在せば其判断は確かに眞なり之を幫助的場合と稱す此時 $\frac{m}{n}$ なる比を其判断の確らしさと稱す
 尙ほ一例を取り考ふ、茲に袋中に n 顆の球あり此内 1 顆は黒色にして m 顆は白色なり各球は其色の異なる外其重さ形ち其他物理的性質全く同一なりとす然れば無心に袋中を探くり一球を取り出たす時 n 球の内何れか出て來たるも全く同一に可能なる可し
 今取り出たす一球か黒色なるやを考ふるに n 球の内 1 球の何れかが現はれ來れば即ち取り出す球か黒色なるなり故に $\frac{1}{n}$ は取り出たす球か黒色なることの確らしさなり
 右の假定の存在は所謂確らしさ計算論の根本的假定なり確らしさ計算論は其

始め單に賭博的遊戲に就きて考究せしか斯かる遊戲例へは双六の賽トランプ袋中の球の如きにては上記の假定は存在し得と考へ得可きもの多し然かるに其後確らしさ計算論の結果は往々複雑なる社會的事件又は判断と符合するところ多きを發見するに至り這の事實的符合の在る場合に限り其事件又は判断に於て右の假定の存在を假想して確らしさ計算論を複雑なる範圍に應用するに至れり
 吾輩は本節に於て先づ確らしさ計算論を概説し上記の假定の存在せること確かなる事件に於ける確らしさの論究を述べ後に這の假定の存在を確信し能はざる事件に於ける確らしさの攻究に論及せんと欲す

第一款 確らしさ計算論

總論

確らしさ計算論の根本的假定は吾輩曩に之を述べし如く某事件の到着を豫期するに際し同一に可能的なる多數の場合存在し此内某數の場合にては其事件

到着すること確かなることなり
 同一に可能的なる場合及び補助の場合の存在は確かなる時此等の場合の数が
 分明なるときと分明ならざるときあり
 例へば袋中に同様なる黑白兩種の球の存在すること確かなれとも兩種の球の
 数分明ならざるときあり若し此等の数が分明なれば取り出す一球が黒色なる
 ことの確らしさは直に計算し得れとも若し此等の数が分明ならざれば吾輩か
 後に説述するか如き或る種の方法にて其確らしさを計算するなり
 現出し得る總ての場合の數及び補助の場合の數の分明なる時直に計算し得る
 確らしさは特に之を數字的確らしさ或は先天的確らしさと稱す而して此等の
 數か分明ならざる時吾輩か後に説述するか如き方法にて其確らしさを算出す
 此確らしさを後天的確らしさと稱す

第一 前天的確らしき計算

其事件を豫期するに際し現出し得る總ての同一に可能的場合の數を n とし其
 内補助の場合の數を m とすれば確らしさの定義に依り其事件の到着する確ら

しさは $\frac{m}{n}$ なり

確らしさの定義より直に左の性質を結論し得

甲 事件の到着確かなれば其確らしさは 1 なり

何となれば事件の到着を豫期するに際し其事件の到着確かなれば想像
 し得る總ての場合か補助の場合ならざる可からず即ち $\frac{m}{n}$ 故に
 は 1 なり

乙 事件の到着せざること確かなれば確らしさは 0 なり

何となれば事件を豫期するに際し事件の到着せざること確かなれば想
 像し得る總ての場合にて其事件の到着を補助する場合なし即ち $\frac{m}{n}$ 故
 に $\frac{m}{n}$ は 0 なり

右兩者の逆は亦た眞なること容易すく之を證明し得即ち確らしさか 1 なれ
 は其事件の到着すること確かなり又た確らしさか 0 なれば其事件は必ず到
 着せざること確かなり

丙 此故に確らしさは 1 と 0 との間に位する正分數なり

AB

確らしさの計算とは右 $\frac{m}{n}$ なる比に就きて施せる種々の數學的演算なり而して確らしさ計算の基源には二箇の定理あり即ち總合確らしさの定理及び組成確らしさの定理之れなり

AB を二箇の事件とす

AB 兩事件共に到着するといふことも亦た一箇の事件なり之を (AB) にて記はす

A 到着せずして B か到着すること一箇の事件なり此事件を $(\bar{A}B)$ にて記はす

A 到着して B 到着せざる事件を $(AB\bar{B})$ にて記はす

A 並ひに B か到着せざる事件を $(\bar{A}\bar{B})$ にて記はす

今 $(AB)(\bar{A}B)(A\bar{B})(\bar{A}\bar{B})$ の四事件を考ふ

(AB) の到着し得可き場合の數を u とし

$(\bar{A}B)$ の到着し得可き場合の數を v とし

$(A\bar{B})$ の到着し得可き場合の數を r とし

$(\bar{A}\bar{B})$ の到着し得可き場合の數を s とす

而かれは此等の四事件の到着し得る總ての場合の數は $u+v+r+s$ なり各場合は何れも同一の可能を以て存在すと假定す

今 AB 兩事件を豫期するときは必ずや $(AB)(\bar{A}B)(A\bar{B})(\bar{A}\bar{B})$ の四事件の内一つか到着せざる可からず即ち AB 共に到着するか (AB) A 到着せずして B 到着するか $(\bar{A}B)$ A 到着して B 到着せざるか $(A\bar{B})$ 或は AB 共に到着せざるか $(\bar{A}\bar{B})$ なり A の到着する確らしさを p_1 とすれば

$$p_1 = \frac{u+v}{u+v+r+s}$$

何となれば到着し得る總數 $u+v+r+s$ の内 A の到着を幫助するは $(AB)(\bar{A}B)$ の場合なり

同様の理論に由り B の到着する確らしさを p_2 とすれば

$$p_2 = \frac{r+s}{u+v+r+s}$$

AB の内少くとも一つか到着することの確らしさを p_3 とすれば $(AB)(\bar{A}B)$ 及び $(\bar{A}B)$ が幫助の場合なるを以て

A 及び B が共に到着することの確らしさを p_3 とすれば

$$p_3 = \frac{a + \beta + \gamma}{a + \beta + \gamma + \delta}$$

$$p_4 = \frac{a}{a + \beta + \gamma + \delta}$$

何となれば (A B) の場合か補助の場合なればなり

又た B が到着すれば A が到着する確らしさを p_5 とすれば、B の到着する總ての場合 (A B) と (A' B) にして此内 A の到着するを補助する場合は (A B) のみなり此故に

$$p_5 = \frac{a}{\gamma + \delta}$$

同様の理論に由り B が到着せざれば A が到着するの確らしさを p_6 とすれば

$$p_6 = \frac{\beta}{\beta + \delta}$$

又た A が到着すれば B が到着するの確らしさを p_7 とし A が到着せざれば B が到着するの確らしさを p_8 とすれば

$$p_7 = \frac{a}{a + \beta}$$

$$p_8 = \frac{\gamma}{\gamma + \delta}$$

上記の諸方程式より直に左の關係式を得

$$p_1 + p_2 = p_3 + p_4$$

$$p_1 = \frac{a}{a + \beta + \gamma + \delta} = \frac{a}{a + \gamma} \cdot \frac{a + \gamma}{a + \beta + \gamma + \delta} = p_3 p_6$$

同様に又た

$$p_2 = p_1 p_7$$

即ち左の結果に到達す

A の到着する確らしと B の到着する確らしとの和は A B 何れか一つ到着する確らしと A B 共に到着する確らしとの和に等し

A B 共に到着する確らしさは B の到着する確らしさと B が到着すれば A が到着する確らしとの積なり

A B 共に到着する確らしさは A の到着する確らしさと A が到着すれば B が

到着する確らしさとの積なり
今若しAとBとは同時に到着し能はざるものとすれば(A・B)の確らしさは0なり即ち

$$p_1 = 0$$

此故に

$$p_1 + p_2 = p_3 + p_4$$

なる方程式は變して

$$p_1 + p_2 = p_3$$

となる即ち左の結果に達す

總合確らしさの定理

總合確らしさの定理

共に同時に發生し能はざる兩箇の事件の内少くとも一ツか到着する確らしさは各事件の到着する確らしさの和なり

此定理より左の結果あり

兩箇の事件あり其確らしさをp・qとす此事件は同時には到着し能はず然かれ

とも此内一ツは必ず到着するものとすれば這の兩箇の事件の内少くも一ツか到着する確らしさは1なる故に總合確らしさの定理に依り

$$p + q = 1$$

なり這の兩箇の事件は之を反對的事件と稱す例へは袋中に黑白兩種の球あるとすれば取り出たす一球か黒色なることの事件と白色なることの事件とは反對的事件なり何となれば一ツか到着すれば他は到着せず而して双方は同時に到着し能はざるなり
今若し

$$\frac{a}{b} = \frac{r}{s}$$

とすれば容易すく左の關係を證明し得可し

$$p_1 = p_3 = p_6$$

$$p_2 = p_7 = p_8$$

即ちAの到着する確らしさはBか到着するとき又たBか到着せざるときに關はらず同一なり又たBの到着する確らしさはAの到着するとき又たBか到

着せざるときに關はらす同一なり
斯かる場合には A B 事件を互に獨立なる事件と稱す
 $p_2 = p_1$ なるを以て

$$p_1 = p_2 p_2$$

より左の關係式を得

$$p_1 = p_1 p_2$$

即ち左の結果に到達す

組成確らしさの定理

組成確らしさの定理

互に獨立なる兩事件が共に到着する確らしさ各事件の到着する確らしさの積なり

例一、双六の賽を振りて「一」の目か出づる確らしさは $\frac{1}{6}$ 又た「三」の目か出づる確らしさは $\frac{1}{6}$ なり又た「五」の目か出づる確らしさは $\frac{1}{6}$ なり而して現出の目か奇數であることは「一」か「三」か「五」かの何れか一つの出づることにして而かも「一」の目出づること「三」の目出づること「五」の目出づることは何れも同時に二

つか到着し能はさることなり此故に總合確らしさの定理に因り奇數の目か現はれ出づることの確らしさは

$$\frac{1}{6} + \frac{1}{6} + \frac{1}{6} = \frac{3}{6} = \frac{1}{2}$$

なり

例二、袋中に拾顆の同様なる球あり此内六顆は白色にして四顆は赤色なり今這の袋中より一顆の球を取り出し其色を検し後之を袋中に入れ能く混し再び一球を取り出し其色を検す最初取り出せる球は赤色にして後の球は白色なることの確らしさは幾何

最初取り出せる球か赤球なることの確らしさは $\frac{4}{10}$ 即ち $\frac{2}{5}$ なり而して後球の白色なることの確らしさは $\frac{6}{10}$ 即ち $\frac{3}{5}$ なり而して此兩事件は全く獨立的なるものなれば組成確らしさの定理に因り求むる確らしさは

$$\frac{2}{5} \times \frac{3}{5} = \frac{6}{25}$$

なり

例三、前例に於て最初取り出せる球か赤色なれば再び之を袋中に入れす更に

一球を取り出す此時最初取り出たす球が赤色にして後の球は白色なることの確しきは幾何

最初の球が赤色なることの確しきは $\frac{4}{10}$ 即ち $\frac{2}{5}$ なり而して最初の球が赤球なるを知り之を再び袋中に入れす更に一球を取り出し之れが白球なることの確らしきは $\frac{6}{9}$ 即ち $\frac{2}{3}$ なり故に所求の確らしきは吾輩が曩に述べたる結果 $p_1 = p_2 p_3$ に因りて

$$\frac{2}{5} \times \frac{2}{3} = \frac{4}{15}$$

なり

「ベルヌーリー」の定理

確らしき計算論中最も要用あるものは即ち「ベルヌーリー」の定理なり吾輩は曩きに第二編保險歴史中に説述せし如く此定理は「パールの」の數學教授「ジャックベルヌーリー」に依り發見されしものにして彼れの死後紀元千七百十三年刊行の彼れの著書「アリス、コンセクタンデー」中に始めて公にされたり
吾輩は茲に「ベルヌーリー」の定理を詳説せんと欲すれとも之れか證明には複雑

なる數學的形式を要すること極めて多くして本書の目的範圍外に出づるを以て之れか數學的論究は之を「ポアンカレ」「ペルトラン」「マイアー」等の確らしき計算論の著書に譲り茲には單に此定理の證明の際生ずる重要な結果を列記せんと欲す

A 及び B を反對的事件とし其確らしきを夫れ々々 p 及び q とすれば其定義に因り

$$p+q=1$$

なり例へは双六の賽を振りて「六」の目が出づる事件を A とすれば其他の目即ち「一」「二」「三」「四」「五」の内何れか一つの目が出づる事件は B なり然れば p は $\frac{1}{6}$ にして q は $\frac{5}{6}$ なり而し p と q との和は正に 1 なり

A に關する試験或は實驗を行へば A が到着するか然らざれば B が到着せざる可からず之れ反對的事件の定義なり例へは双六の賽を振りて「六」の目が出づるか (A が到着するか) 然らざれば「六」以外の目が出づる可し (即ち B の到着なり) 今這の試験を m 度繰り返へして行ふ但し各試験にて A、B の確らしきか常に同

一なりとは茲に必須の假定なり
 m 度の試験の中にはAか到着することあり或はBか來ることある可し而して
 m 度の内Aか α 度來りBか $m-\alpha$ 度來ることの確らしさを u_a とすれば

$$u_a = \frac{m!}{\alpha! (m-\alpha)!} p^\alpha q^{m-\alpha}$$

なることは容易に數學上之を證明し得

例へは双六の賽を九度ころがし六の目か四度現はれ其他の目か五度現はるゝ
 確らしさは

$$p = \frac{1}{6}, \quad q = \frac{5}{6}$$

なれば

$$u_4 = \frac{9!}{4!5!} \left(\frac{1}{6}\right)^4 \left(\frac{5}{6}\right)^5$$

$$= \frac{65625}{1679616} = .039 \dots$$

又た九度の内六か七度出て其他の目か二度來る確らしさは

$$u_7 = \frac{9!}{7!2!} \left(\frac{1}{6}\right)^7 \left(\frac{5}{6}\right)^2$$

$$= \frac{25}{279936} = .00009 \dots$$

なり

即ち m 度の試験の内にてA及びBか出づる度数に依り確らしさは常に變化す
 然れば m 度の内Aか幾度出てBか幾度出づることの確らしさか最大なるか即
 ち數學的に云へば α の如何なる値に向つて u_a は其最大値を取るか但し α は常
 に m より小なる正整数なり

斯かる α の値は次の不等式に依て與へらる(證明略)

$$m(p+p) \vee \alpha \vee m(p-1)$$

即ち u_a に最大値を與ふるか如き α は $m(p+p)$ と $m(p-1)$ との間に位することを要す
 元來 α はAか出て來る度数を顯はす數なれば正整数なり而して $m(p+p)$ と $m(p-1)$
 との差は $m+1$ にして1なり故に m を充分大きく取り $m(p-1)$ か混分數なれば
 $m(p+p)$ も亦た混分數なり而して其差は1なり故に正整数 α の値は確然決定さ

るしなり之れに反し、 $m(p-1)$ が正整数なれば、 $m(p+1)$ も亦た正整数なり此時は、 a なる正整数は其差異なる兩箇の正整数の間に在るといふ不合理に達す然れとも能く々々之を檢すれば此場合には、 a の値は此兩箇の正整数に對し同一の値を取り、 a は何れの一つなるも、 a は變せざることとなり居ることを發見す可し、 $p \neq 1$ なる確らしさは常に1を越へ能はざる故に

$m(p+1) \sqrt{a} \sqrt{m(p-1)}$
なる不等式より次の如き不等式を得るなり

$$m(p+1) \sqrt{a} \sqrt{m(p-1)}$$

即ち、 a は $m(p+1)$ と $m(p-1)$ との間に位するものなれば勿論、 $m(p+1)$ と $m(p-1)$ との間に在るは當然なり

而して m は正数なるを以て

$$p + \frac{1}{m} \sqrt{a} \sqrt{p-1}$$

然かるに今若し試験の度数を非常に多く行へば、 m は非常に大なる数となりて、 $\frac{1}{m}$ は非常に小なる数となるなり此故に、 $\frac{a}{m}$ は殆んど p と同じ値となる即ち

m が無限大となれば、 $\frac{a}{m}$ は p に接近す

上記の數學的結果を文辭にて言ひ顯はせば次の如き重要なる結果に達す

甲 一定の數學的確らしさを有する事件を充分大なる度数繰り返へして試験し其事件の到着するや否やを檢するに試験總度数の内にて其事件が到着する度数にして最大なる數學的確らしさを有するものは總度数と其事件の確らしさとの積の整数部分なり

乙 前項最大確らしさを有する度数と總度との比は試験の總度数無限大となれば其事件の確らしさに接近す

吾輩は曩きに a が $m(p+1)$ と $m(p-1)$ との間の正整数を取る時、 a は最大値を取る而して m が無限大となれば、 a は mp に接近することを述べたり然れとも

$$u_a = \frac{m-1}{a(m-a)-1} p^a q^{m-a}$$

$$u_a = \frac{1}{\sqrt{2Tppm}}$$

にして計算の結果

となる而して之れは m が無限大となれば 0 となる
 即ち m が大なる數となり $\frac{1}{m}$ が $\frac{1}{m^2}$ に等しくなる確らしさは 0 となる即ち $\frac{1}{m}$ が $\frac{1}{m^2}$ に等しくなることは決してなし
 然れども

$$mp - l > a > mp + l$$

なることの確らしさ P は計算の結果 m が大きくなれば殆んど

$$P = \frac{2}{\sqrt{\pi}} \int_0^{\frac{a}{\sqrt{2mpq}}} e^{-x^2} dx$$

となる但し

$$s = \frac{l}{\sqrt{2mpq}}$$

$$l = m^2 (K + E), \frac{1}{2} > l > \frac{1}{2}$$

K は m に關係なきもの E は m の無限大と共に 0 となるものなりされは

$$\lim_{m \rightarrow \infty} s = 0$$

$$\lim_{m \rightarrow \infty} P = \frac{2}{\sqrt{\pi}} \int_0^{\frac{a}{\sqrt{2mpq}}} e^{-x^2} dx = 1.$$

此故に左の「ベルヌーリー」定理を得

P なる一定の確らしさを有する事件を非常に大なる數 m たび試験し m 度の内其事件が l 度 $\frac{l}{m}$ たび現はれ來ることはなし(其確らしさ 0 なり)然れども $\frac{l}{m} + l$ たびより少なく $\frac{l}{m} - l$ たびより多く現はれ來る(但し l は m に比して極めて小なる數なり)こと換言すれば現はれ來る度數が $\frac{l}{m}$ と l だけ異なることの確らしさは

$$\frac{2}{\sqrt{\pi}} \int_0^{\frac{a}{\sqrt{2mpq}}} e^{-x^2} dx$$

にして m が無限大となれば這の確らしさは 1 なり即ち m が無限大となれば實際現はる度數が mp と l だけ異なること確かなりと云ふ
 而して實際現はる度數と總試験數との比が p より l/m (但し l/m は m 無限大となれば 0 となる)だけ異なることは確かなり

「ベルヌーリー」定理の要用ある點は實に左の如し
 元來確らしさとは吾輩が曩きに述べし如く一箇の數學的比なり而して實際

に於ける意味はなかりしものなりき然かるにベルヌーリー定理は這の比に多數の實際的意味を附與せるものなり従つて確らしさ計算論の結果を實驗的結果と對照するの方便を供す

例へは双六の賽をころかし六の目か出つる確らんさは $\frac{1}{6}$ なり今賽を六千度ころがし其内六の目の出つる度数はベルヌーリー定理に依れば殆んど

$$6,000 \times \frac{1}{6} = 1,000.$$

度出つ可し之れは實際の試験と殆んど符合す又た賽をころがし奇数の目か出つる確らしさは吾輩曩きに $\frac{1}{2}$ なることを見たり故に六千度賽をころがし奇数の目か顯はれ出つる度数はベルヌーリー定理に依れば殆んど

$$6000 \times \frac{1}{2} = 3000$$

三千度なる可し之れ亦た實地之を試験すれば此結果と符合するを見る又た袋中に同様なる黑白兩種の球三十拾顆あり此内二十拾顆は黒球にして拾顆は白色なり然かれは袋中より一球を取り出し此れか黒球なることの確らしさは

$\frac{20}{30}$ 即ち $\frac{2}{3}$ なり

今袋中より一球を取り出たし其色を檢し再び之を袋中に入れ更に袋中より一球を取り出し其色を檢す斯の如き試験を大なる數例へは六万度行へは其内黒球か現はれ來る度数はベルヌーリー定理に従へば殆んど

$$600000 \times \frac{2}{3} = 400000$$

四万たびなりと云ふ之を實地に検査するに殆んど一致せりといふ此故に今六万たびの試験の内黒色か現はれ來る度数と試験總數六万との比は殆んど黒球の出つる確らしさ $\frac{2}{3}$ なり

此故に吾輩は左の如き確らしさに關する最要の實際的意義に達す
某事件の確らしさか p なるときは其事件を同様の状況の下に大なる數 m たひ試験又は實驗すれば實際其事件の到着する度數は殆んど mp なり又た此事件を同様の状況の下に多數の度試験し其事件の實際到着する度數と試験總數との比は殆んど其事件の確らしさに等し

此故に今或る人か今年中に死する確らしさか $\frac{2}{5}$ と云へば此場合に於ける確

らん、の測定は吾輩後段に之れか詳細を述べ茲に假りに之を云ふ此人と同様の
 人を大なる數例へは十万人に就きて之を實驗すれば今年中に死亡する人數は
 殆んど $100000 \times \frac{2}{100} = 40000$ 即ち四万人なる可しとの意義なり

確らしさの計算は尙ほ此他種々の數學的形式を應用せるもの極めて多數あり
 然かれとも茲には吾輩單た其大要を畧述するの意なるを以て之を畧す

第二 後天的確らしさの計算

確らしさ計算論の根本的假定は某事件到着の豫期に際し同一に可能なる場合
 及び其内該事件到着を幫助する場合の存在なり

同一に可能なる總ての場合及び幫助の場合の數を先天的に知るを得ば直に其
 事件到着の確らしさを知ることを得而して這の確らしさに施せる諸種の計算
 は即ち吾輩か曩に述べたる先天的確らしさの計算なり

然れとも同一に可能なる場合及び幫助の場合の存在を知るといへとも其數を
 知ることを得ることあり此場合には其確らしさを直に知ることを得るな
 り例へは袋中に多數の黑白兩種の同様なる球あり然れとも其數は全く分明な

「バイエス」の
 定理

らされば袋中より一球を取り出し之れが黒球なることの確らしさは先天的に
 之を知ることを得るなり斯かる場合に於て確らしさを如何にして算出する
 か之れ爰に論せんと欲する後天的確らしさの計算なり

「バイエス」の定理

事件Eの到着を來たすにn箇の異なる原因あり之を $C_1, C_2, C_3, \dots, C_n$ と
 す而して此等原因の何れか一箇はEを到着せしむれとも二箇以上は共働せさ
 るものとす

原因 C_i の發生の確らしさを p_i とす而して C_i が發生しEが到着する確らしさを
 p_i とす

今Eは到着せりEの到着を來たせし原因は C_i なることの確らしさを W_i とすれ
 は

$$W_i = \frac{p_i p_i}{p_1 p_i + p_2 p_i + \dots + p_n p_i}$$

なり(證明略)

例一 爰に百箇の壺あり各壺の内に±顆の球あり各球は何れも同一の形ち重さ其他物理的性質(色は異なれり)を有すとせば壺中より何れの球か出つるも全く同一に可能的なり

百壺を分ちて五組とす第一の組には五壺あり第二の組は十壺第三組は二十壺第四組は二十五壺第五組は四十壺より成るとす

而して第一組の各壺中には千顆の球中二百顆の黒球及び八百顆の白球あり

第二組の各壺中には千顆の球中四百顆の黒球及び六百顆の白球あり

第三組の各壺中には四顆の球中五百顆の黒球及び五百顆の白球あり

第四組の各壺中には四顆の球中六百顆の黒球及び四百顆の白球あり

第五組の各壺中には四顆の球中八百顆の黒球及び二百顆の白球ありとす

今無心に某壺中に探り一球を取り出す其壺か第一の組に屬すと云ふ確らしさは

$$q_1 = \frac{5}{100} = \frac{1}{20} \text{ 又た}$$

$$\text{第二の組に屬する確らしさは } q_2 = \frac{10}{100} = \frac{1}{10}$$

$$\text{第三の組に屬する確らしさは } q_3 = \frac{20}{100} = \frac{1}{5}$$

$$\text{第四の組に屬する確らしさは } q_4 = \frac{25}{100} = \frac{1}{4}$$

$$\text{第五の組に屬する確らしさは } q_5 = \frac{40}{100} = \frac{2}{5}$$

其探りたる壺か第一組に屬すと假定すれば其れより黒球の出つる確らしさは

$$p_1 = \frac{200}{1000} = \frac{1}{5} \text{ なり}$$

$$\text{同様に第二組に屬すとせば } p_2 = \frac{400}{1000} = \frac{2}{5}$$

$$\text{又た第三組に屬すとせば } p_3 = \frac{500}{1000} = \frac{1}{2}$$

$$\text{又た第四組に屬すとせば } p_4 = \frac{600}{1000} = \frac{3}{5}$$

$$\text{又た第五組に屬すとせば } p_5 = \frac{800}{1000} = \frac{4}{5}$$

今百壺の内何れかの壺を探くり一球を取り出たす之れか黒球なりとす此黒球

は第一組の壺中より來れることの確らしさは「バイエス定理」に由り

$$W_1 = \frac{1}{20} \frac{1}{5} + \frac{1}{10} \frac{1}{5} + \frac{1}{5} \frac{1}{2} + \frac{1}{4} \frac{1}{5} + \frac{2}{5} \frac{1}{5}$$

$$= \frac{1}{1+4+10+15+20} = \frac{1}{52}$$

なり

例二、爰に黑白兩色合してN顆の同様なる球を含める袋あり但し各色の球の数は未知なりとす

今這の袋中よりSたひ引き續き一球を取り出し其色を檢す但し一球を取り出し其色を檢すれば再ひ之を袋中に混し更に再ひ一球を採くるなり而してSたひ取り出せる内mたひは黒球にしてn(=N-m)たひは白球なりしと云ふ依て問ふ此袋中にi顆の黒球j(=N-i)顆の白球を含めることの確らしさは幾何袋中に在るN顆の球は如何なる割合にてあるか或は黒球N顆ありて白球一つもなきか或は黒球N-i顆ありて白球一顆あるか其他總計N顆の割合を想像

し得這の割合は即ち黒球又は白球の現出する源因となる(バイエス定理のCに該當す)而して球を引き出す前には此等N+1種の源因の存在は何れも同一に可能的なり即ちiの値は何れも1/Nとなり而して黑白兩種の球の割合かi/jと假定すれば黒球の出つる確らしさはi/Nなり故にSたひの試験中mたひ黒球か現はるゝ確らしさは

$$p_i = \frac{s^i}{n^i n^{N-i}} \binom{N}{i} \binom{N-i}{N-i}^n$$

$$= \frac{s^i}{N^i n^{N-i}} \binom{N}{i}^n$$

なり故に這の試験の後にて袋中黑白兩色の球の割合か黒i白jなることの確らしさは「バイエス定理」に依り

$$W_i = \frac{s^i}{N^i n^{N-i}} \binom{N}{i}^n$$

$$= \frac{\sum_{i=0}^N \binom{N}{i}^n s^i n^{N-i}}{N^N}$$

となる
 確らしさ W_i を最大となすか如き i の値 μ は計算の結果左の不等式に依りて與へらる

$$\frac{N}{s} - \frac{m}{s} \sqrt{\frac{\mu}{N} \frac{m}{s} + \frac{n}{s}}$$

而して N が充分大きくなれば μ は殆んど $\frac{m}{s}$ に等しく $\frac{\mu}{N}$ は殆んど $\frac{m}{s}$ に等しと考ふるを得可し
 即ち s たびの試験にて黒球は m たび白球は n たび現はれたる結果袋中の黒白兩色の球の数の割合にして最大なる確らしさを有するものは N が充分大きくなれば殆んど m と n の割合なり
 然かるに吾輩が曩きに「ベルヌーリー」定理に於て述へし如く同しく爰にも亦た最大の確らしさ W_i の値は s が大きくなれば次第に減少す而して s が無限大となれば W は 0 となる即ち袋中黒球の数が N 顆なりとの確らしさは s が無限大となれば 0 となる即ち不能なり然れども袋中黒球の数が丁度 $\mu \left(\frac{m}{s} \right)$

に非らずして $\frac{m}{s}$ と $\frac{n}{s}$ と 1 は N に比し極めて小なる數との間にあることの確らしさは s が無限大となれば 1 に接近す
 右の論法は「ベルヌーリー」のそれと類似せるなり
 今右の結果を換言すれば左の如し

袋中に黒白兩球を通し大なる數 N 顆の球あり然れども其割合は分からず而して此割合を想像するに其數 $N+1$ なる大なる數なり此 $N+1$ 種の割合の内何れが實際なるやを知る爲め s 度の試験を爲す此際尤も注意を要することは左の如し

- 一 s 度の試験中袋中の割合は毎に同一なり即ち一度球を取り出し色を檢すれば再び之を袋中に混じ入れ再び試験をなすなり
- 二 試験の數 s は非常に大なり

s 度の試験中黒球は m たび白球は n たび現はれたりとす
 然れば袋中の黒白兩球の数の割合が m と n との比より極めて小なる數だけ異なるといふことは確かなり

此故に某事件到着の豫期に際し同一に可能的なる場合及び補助の場合の存在を知るといへども其數を知らずして其確らしさを直に算出し能はざるときは同一の状況の下に多數の度該事件を試験し以て後天的に其確らしさを判定し得るなり

後天的確らしさの計算に就き論究す可き事項尙此外少なからずといへども本書の目的に必要ならざるを以て省く

結 論

吾輩は前段に於て確らしさ計算論を略述したり一般判断に就き確らしさの研究は哲學其他の學科に依り極めて難澁なるものならむ確らしさ計算論は一種の假定を基礎とし確らしさを測定し其結果に數學的形式を應用せるものなり吾輩が確らしさ計算論を茲に比較的綿密に論述せしは畢竟確らしさの意義に就き左の結果を論究せむが爲めなり

甲確らしさ計算論にて某事件到着の確らしさが p とは其事件を非常に大なる數 m たび試験すれば各試験中常に其事件の確らしさは不變なりとす(其事件

は實際殆んど m たび現はれ来る

乙確らしさ計算論にて其事件到着の確らしさが未知なるときは其事件を非常に大なる度數試験各試験中其事件の確らしさは毎に不變なりとす(を爲せば實際現出せる度數と試験數との比は殆んど其事件到着の確らしさを示すなり

第二款 統計的方法

吾輩は前款に於て確らしさ計算論を略述し其論の根底に左の假定を置きたり某事件到着を豫期するに際し人類の客觀的知識に據り同一に可能なる多數の場合及其内に該事件到着を補助する場合の存在而して遊技其他自然科学に屬する多くの事件にては此假定を満足すること容易すく之を知ることを得るなり

然れども多數の事件殊に複雑なる人類社會に關係する事件に於ては右の假定を満足し居るや否や之を知ること全く不能に屬す若し夫れ人類の知識が進歩し統計技術が完全となり左の三假定が満足さるゝ

可きに至るとすれば即はち

- 一 各事件の豫期に際し確らしさ計算論の根本的假定を満足す
- 二 統計に於て蒐集する事實が皆な同一の状況の下に於けるものなり(即はち何れも同一の確らしさを有す)

三 蒐集の事實の数が非常に大なり

然れば吾輩は後天的確らしさの方法に依り直に確らしさを算出し得可し而して其確らしさは讀者の記憶を喚起する爲め再記すれば左記の性質を有す

某事件到着の確らしさが $\frac{2}{100}$ なりと云へば同一事件を大數例へば十萬度

試験すれば其事件は $100000 \times \frac{2}{100} = 2000$ 即ち二千度到着す

然れども第一の假定は人智の現状に照らし到底空想たるを免かれず又た第二第三の假定は統計技術に種々なる困難の存在の爲め未だ充分を期望し能はざるなり

然れども統計の或る種のものにては第二及び第三の假定が稍々充分に行はれ其結果に於て後天的確らしさに符合するところ多きものあり例へば統計技術

の最も進歩せる人口統計に於て殊に死亡統計に於て之を見る少なからず同一の職業に従事し同一の年齢を有し其他同一の状況にある人を多數に觀測し其結果に於て整齊の規則を發見すること少なからず例へば同一の状況なる三十歳の男十萬人に就き之を實驗するに一年内に死亡する人八百四十三人ありたり若しかゝる状況にある人の一年内に於ける死亡といふ事件が上記の三假定を満足するものなれば這の實驗の結果に依り這の死亡の確らしさは殆んど

$$\frac{843}{100000} = .00843$$

なりと云ふを得可く從て後來同一の状況の人多數に就き例へば一萬人に於て死亡するもの殆んど八十四人ならざる可からず而かるに實際の事實は常に此論決と符合するなり

此故に所謂統計の或る種に於て取り扱はるゝ事件は其根本に於て確かしさ計算論の假定と一致するや否や全く不明なりといへども往々其結果に於て這の兩者の符合することあるなり而して這の符合の範圍内にては確らしさ計算論

の論決を以て統計事實を説明して大なる便益あり
 吾輩は爰に統計的方法に就きて其詳細を論述し能はず吾輩が爰に論決せんと
 欲することは實に左の如し

統計技術にては同一状況の事實の大數を蒐集し之を觀測するものなるが若
 し其事實が互に充分類似の状況にあり尙ほ充分多數なれば其結果は袋中の
 多數なる同様の球を多數の度取り出だすと同様なること多し従て後天的確
 らしさの原則を適用して事實結果を説明するに大なる便益あること稀なら
 ず

保險に於て模範的應用を供する統計は死亡統計なり今以上の論決を説明する
 爲め死亡統計の例を取るに英國十七會社死亡實驗表に據るに年齢二十歳の人
 九万三千二百六十八人に就き六百八十八人が一年内に死亡す年齢三十歳の人八
 万六千二百九十二人の内一年内に死亡する人七百二十七人又七万八千六百
 五十三人の内八百十五人が一年内に死亡する割合なることを見る若し後天的
 確らしさ計算論の言語を用ひ得べくば一年内に死亡する確らしさは年齢二十

歳にては .007291 年齢三十歳にては .008425 又四十歳にては .010362 なり而し
 て若し此等の數か確らしさと云ひ得べくんば百万人のものに就き一年内に死
 亡する人年齢二十歳にては 7271 三十歳にては 8425 四十歳にて 10362 人に殆ん
 ど等しかる可きなり此論決は常に事實と符合せり此故に這の死亡實驗の結果
 に後天的確らしさの計算論を適用して種々の論究をなし之を以て事實的結果
 を説明し得ること少なからず

第三款 見込

茲に見込とは佛語 *enquête* を翻譯せるものなり這の見込は統計的方法と相待て
 諸般の考究に重大なる補助を供す
 某判断の眞否を判定するに統計的方法にては其事實の大數觀察をなし之れが
 數量的研究に依る

之れに反し見込にては其事實全部にあらず判定者の考へて其一部を撰定し其
 部分の事實的研究又は其事實全体或は一部の性質的研究に據り其事實に關す
 る某判断の眞否を判定し或は或る判断を下さんと欲するなり又た時としては

多數の者の自己の見込を総合して(或は多數決の如し)見込を爲すことあり
 「此人は今後一年の内に死亡するや」といふに就き統計的方法にては其人と同一なる多數の人に就き一年の内に死亡する結果に基づき判定す之に反し見込にては其人の健康状態其他其人の死亡の原因となる可きもの、其全部或は一部の知識より之を判定するなり
 統計的方法は客觀的なり見込は主觀的なり見込を立つる人の知識状態に依り其見込は常に變動を免ぬかれず
 之を要するに統計的方法は一種の歸納的論理にして大數觀測に據り客觀的判定を爲すを主眼とし見込は論理に依らず(或は不完全なる歸納見込をなす者の推定に依るを本旨とす此故に統計的方法にては往々蒐集の材料が不完全且つ少數なるため適用し能はざる場合少なからず之に對し見込は總ての場合に於て之を爲し得れども往々不完全なる知識の爲め誤謬を免ぬかれず確實なる見込は不完全なる統計に勝り完全なる統計は不確實の見込に勝ること勿論なれども學術的研究方法は主觀的より客觀的に進歩するものと考へ得べき故に學

者は常に這の主觀の見込より離れて客觀的統計方法に依ることを努む
 然れども這の兩種の方法は又た獨立して存在すること極めて少なく實際に於ては兩者が互に混合して複雑なるものとなるなり
 複雑なる事物に關し之れが完全なる統計なき時は其事物に關し見込を爲すこと稀れならず某事物の到着の確らしさを測定するには吾輩曩きに確らしさ計算論に依るの方法を論述し之に次ぎて統計的方法に依り後天的確らしさに類似のものを算出することを説述せり然り而して此兩方法が適用され能はざる場合には通常見込を以て(普通純粹の見込にあらず幾分の統計的方法を混同す)其確らしさを推定するなり
 推定に依る確しさは多數實驗にて或る時は過大なることあり或る時は過少なることあるなり此等多數の經驗の結果は稍々正鵠に近かき確らしさを推定せしむるに足るなり
 茲に謂ふ確らしさは統計的方法に於て説述せしが如きものと同一のものにして確らしさ計算論に於ける確らしさの意義を準用せるものにして實際に於て

兩方の符合の程度は此準用の可否の標準なり

第二節 危険の豫定

總 論

吾輩は曩きに危険を定義して危難の偶然的發生の可能とせり而して危難は損害を持ち來る可き事實にして危険の豫定は這の可能の程度を豫測するに過ぎず換言すれば將來發生することある事實到着の確らしさを測定するに止まるなり

近來保險事業の進歩は損害分配の形式に變化を呈し保險料の前定が保險契約の必要なる一條件となり損害を持ち來る事實發生の確らしさを測定することは保險事業の基礎的源始を形成するに至れり

保險に於て危難たる事實は如何なる種類あるかは吾輩曩きに之を述べたり而して此等の事實の各種に就き其確らしさを測定するに難易異同あるは勿より免ぬかれ能はざるところなり

確らしさを測定するに最も普通なる方法は余輩か前節にて説述せしか如く三

種あり即ち

甲 確らしさ計算論に由る方法

乙 統計的方法

丙 見込に依る方法

なり而して此内甲は主として自然科学内に其應用を有し乙及び丙は複雑なる社會に關係あるものに適用せらる然かれとも乙及び丙を通し其數學的根本的解説は皆な確らしさ計算論より出づることは吾輩已に之を前節にて略述したり

保險に於て危険を豫定する爲め最も普通に使用さるゝ方法は統計的方法及び見込に依るものなり

危難たる事實の性質及び之に關係する經驗充分ならずして其到着の確らしさを測定するに足る可き統計を形成し能はざる時は皆な見込に依りて之を豫定するなり

現今保險種類の内統計に依りて確らしさを測定せるもの獨り生命保險なりと